岐阜市中心市街地活性化基本計画

平成30年4月

岐阜市

供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 9 [1] 市街地の整備改善の必要性 9 [2] 具体的事業の内容 9 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 10 [1] 都市福利施設の整備の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
[2] 具体的事業の内容 9 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 10 [1] 都市福利施設の整備の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 10 [1] 都市福利施設の整備の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
[1] 都市福利施設の整備の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
[1] 都市福利施設の整備の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
[2] 具体的事業の内容 10 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
等に関する事項 10 [1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
[1] まちなか居住の推進の必要性 10 [2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
[2] 具体的事業の内容 10 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 11 [1] 商業の活性化の必要性 11
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化の ための事業及び措置に関する事項
ための事業及び措置に関する事項
ための事業及び措置に関する事項
[1] 商業の活性化の必要性11
「0】 目仕的声类の中穴笠
[2] 具体的事業の内容等11
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項12
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性12
[2] 具体的事業の内容12
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項13
[1] 市町村の推進体制の整備等13
(1) 市庁内体制13
(2) 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容13
(3) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場 13
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項13

10. 中	心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	. 147
[1]	都市機能の集積の促進の考え方	. 147
[2]	都市計画手法の活用	148
(1)	都市計画手続の実施	148
(2)	大規模集客施設の立地規制に関する経緯	149
[3]	都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	150
(1)	中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現状	150
(2)	岐阜市内の庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況	150
(3)	岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況	152
[4]	都市機能の集積のための事業等	. 154
11. そ	の他中心市街地の活性化のために必要な事項	. 155
[1]	基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	. 155
[2]	都市計画との調和等	158
[3]	その他の事項	. 160
12. 認'	定基準に適合していることの説明	161

■地区表現にかかる用語の定義

本計画において、地区表現にかかる用語については、おおむね次のように定義している。

中心市街地	本計画の計画区域である約 155ha < P 45 参照 >				
中心部	中心市街地及び周辺地域の都心 11 地区(金華、京町、明徳、徹明、梅				
	林、白山、華陽、本郷、木之本、加納、加納西)				
柳ケ瀬	都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地域(約 9ha) < P 44 参照 >				
	を中心とするエリア。ただし、「柳ケ瀬地区」は、都市再生緊急整備地域				
	における柳ヶ瀬通周辺地域を指す。				
岐阜駅周辺 都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地域(約 21ha) < P44					
	中心とするエリア。ただし、「岐阜駅周辺地区」は、都市再生緊急整備地				
	域における岐阜駅北地域を指す。				
岐阜大学	公共・公益施設が多く集積する岐阜大学医学部等跡地周辺地区(約 55ha)				
跡地周辺	<p44 参照="">※2 期計画の名称は岐大跡地周辺</p44>				
つかさのまち	岐阜大学医学部等跡地整備基本計画における計画策定の基本とする区域及				
	び新庁舎建設地として新たに取得した区域 <p44参照></p44参照>				

■図表中の比率表示について

図表中の比率は、表示単位未満を四捨五入したため、計数が一致しない場合がある。

2) 中心市街地の地価公示の推移

中心市街地の地価は全体的には昭和 50 年 代から見ると大きな下落傾向が続いている が、岐阜駅周辺については平成 26 年から上 昇に転じている。なお、市内最高価格は、か つては柳ケ瀬であったが、平成に入ってから は岐阜駅周辺に移っている。

岐阜市の税収の主となるものが固定資産 税および都市計画税であり、地価の影響を受 ける構造となっている。柳ケ瀬の停滞に起因 する地価の下落は、健全な財政を維持する上 でも問題となる。

【地価公示価格】

	岐阜駅周辺	1地区	柳ケ瀬地区		
	吉野町		柳ケ瀬通		
	5丁目17	対前年	1丁目4	対前年	
	(大岐阜ビル)	上昇率	(石神会館)	上昇率	
	(円/m²)	(%)	(円/m²)	(%)	
昭和58年	※ 1,350,000		1, 440, 000		
昭和63年	※ 2, 190, 000	_	2, 370, 000		
平成5年	※ 4, 480, 000	_	4, 280, 000	_	
平成10年	※ 1,660,000	_	1, 430, 000		
平成15年	※ 663,000	_	500,000		
平成16年	※ 576, 000	△ 13.1	419,000	△ 16.2	
平成17年	※ 525, 000	△ 8.9	365,000	△ 12.9	
平成18年	※ 485,000	△ 7.6	322,000	△ 11.8	
平成19年	568, 000	_	296,000	△ 8.1	
平成20年	603, 000	6. 2	290,000	△ 2.0	
平成21年	603, 000	0.0	278,000	△ 4.1	
平成22年	583, 000	△ 3.3	255,000	△ 8.3	
平成23年	560, 000	△ 3.9	240,000	△ 5.9	
平成24年	541,000	△ 3.4	229,000	△ 4.6	
平成25年	534, 000	△ 1.3	220,000	△ 3.9	
平成26年	544, 000	1. 9	214,000	△ 2.7	
平成27年	552, 000	1.5	209,000	△ 2.3	
平成28年	569, 000	3. 1	205,000	△ 1.9	
平成29年	587, 000	3. 2	201,000	△ 2.0	
同地点 最高価格	5, 300, 000	-	5, 200, 000	-	
同地点 最高価格年	Н3. Н4	-	Н3. Н4	-	

[※] 岐阜駅周辺地区は平成19年に調査地点が変更されている。 平成18年度以前は神田町9丁目15 (トリタビル)

資料:国土交通省「地価公示」

③ 都市福利施設・公共公益施設の整備に関する状況

中心市街地内の公共公益施設は、JR 岐阜駅高架下の施設が建設される前は、岐阜市文化センターのみであり、中心市街地外での公共公益施設の建設が続いたが、近年は JR 岐阜駅高架下の活用など中心市街地内において公共公益施設が建設された。

岐阜駅周辺に位置する旧ぱるるプラザ岐阜は、平成 19 年度に、岐阜市文化産業交流センターとして生まれ変わり、その後にじゅうろくプラザと名称変更し、岐阜駅周辺における地域の文化交流活動の支援や周辺に立地する産業の活動支援の場となっている。

柳ケ瀬の北側には、市役所を中心とした官公庁が集積しており、さらに平成27年度には「ぎふメディアコスモス」が開館、岐阜市立中央図書館がここに移転し、その他文化交流機能が集積した複合施設となっており、市民へのサービスを提供する拠点が形成されつつある。

<分布図 P151 参照>

【中心市街地の主な公共施設】

(人)

施設名	施設内容 (特徴的な施設についてのみ)	H28利用者数
岐阜市文化センター	小劇場、展示場、スタジオ、催し広場、会議室ほか	175, 325
岐阜市文化産業交流センター(じゅうろくプラザ)	会議室、研修室、スタジオ、ホール、展示ギャラリーほか	185, 392
ハートフルスクエアーG(JR岐阜駅高架下)	生涯学習拠点施設(研修室、音楽スタジオほか)	197, 902
岐阜市体育ルーム(JR岐阜駅高架下)	多目的体育館、柔剣道場、空手道場ほか	96, 148
岐阜市立中央図書館分館(JR岐阜駅高架下)		※ 140,862
みんなの森 ぎふメディアコスモス	岐阜市立中央図書館、市民活動交流センター、多文化交流プラザ	1, 263, 982
岐阜市民会館	大ホール、展示ギャラリー、集会室	107, 914
ドリームシアター岐阜	青少年文化活動施設	66, 681
市役所	本庁舎・南庁舎	_
岐阜地方裁判所		_
岐阜地方検察庁		_
岐阜中警察署		_
岐阜市消防本部		_

資料:岐阜市調べ

※図書館(分館)については貸出利用者数

4) 柳ケ瀬入り込み客数の推移

平成4年から平成28年にかけて、柳ケ瀬の入り込み客数は、一時的に増加した時もあるが、平日は約38%、休日は約25%減少しており、平成18年以降は一貫して減少傾向にある。このような事態を改善し、柳ケ瀬を魅力と活気のある空間としていくには、新たな魅力づくり、多様な主体による連携が課題となる。

【柳ケ瀬入り込み客数の推移】

			H4	Н6	Н8	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28
7	芦目	(人)	29, 314	27, 810	21, 426	26, 764	22, 316	17, 440	18, 386	16, 986	15, 836	13, 446	13, 242	11, 988	11, 202
仂	ҟ目	(人)	48,030	43,762	32,894	30, 718	25, 178	21, 718	16, 456	15, 944	15, 204	11,926	13, 656	10,824	12, 222

⁽注1) 平日、休日とも、10:00~19:00の通行量合計値である。

資料:岐阜市「歩行者通行量調査」

5) 岐阜市及び周辺市町の大型店舗立地状況

岐阜市全域で唯一の百貨店となった岐阜髙島屋は、平成17年10月に増床リニューアルオープンし、現在まで岐阜市の中心市街地の核店舗としての機能が維持されている。

一方、周辺市町では、平成 18 年 4 月にオープンした当時日本最大級の規模を誇る「モレラ岐阜」、平成 19 年 7 月には、イオン各務原ショッピングセンターなど大型ショッピングセンターが相次いで開業していたが、近年、10,000 ㎡以上の大型店舗の立地は沈静化している。

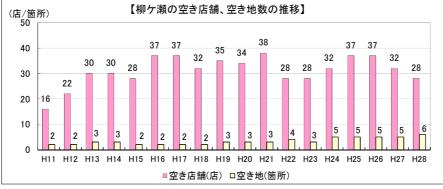
< P153 参照>

6) 柳ケ瀬の空き店舗、空きビル、空き地の状況

空き店舗は、近年は減少傾向がみられる。ただし、これは新規出店したことで空き店舗が減少したものだけではなく、空き店舗が空きビル化(所有者が出店募集をしない物件、遊休不動産)したことで空き店舗の定義に当てはまらなくなったものもある。

【柳ケ瀬の空き店舗、空き地数の推移】

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
空き店舗(店)	16	22	30	30	28	37	37	32	35	34	38	28	28	32	37	37	32	28
空き地(箇所)	2	2	3	3	2	2	2	2	3	3	3	4	3	5	5	5	5	6
合 計	18	24	33	33	30	39	39	34	38	37	41	32	31	37	42	42	37	34



(注)各年2月調査

資料:岐阜市商工観光部調べ

⁽注2) 柳ケ瀬外縁の大通と柳ケ瀬内の街路の交差部にある調査地点において、地区内へ流入する通行量を集計したものである。

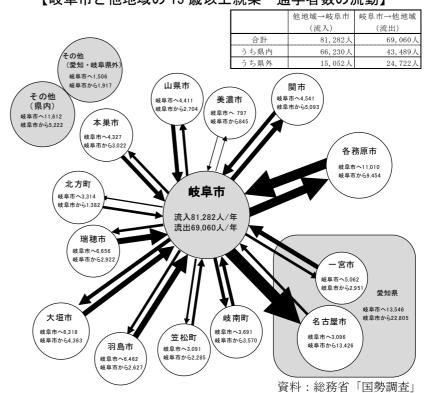
・このように、計画区域には、岐阜市唯一、あるいは岐阜市を 代表する公共公益施設が集積し、都市機能においても岐阜市 の中心としての役割を果たしている。

<公共公益施設の立地状況はP151参照>

〇 広い通勤圏を持つ都市

- ・国勢調査(平成27年)の従業者数・通学者数をみると、通勤・ 通学目的で市外から約8.1万人(岐阜市全体)が流入してい るが、これらの多くは商業・業務機能が集積する中心市街地 へ流入しているものと考えられる。
- ・岐阜市は、隣接市町だけでなく、岐阜広域、大垣広域、美濃 広域といった広範囲な通勤通学圏をもつ。

【岐阜市と他地域の15歳以上就業・通学者数の流動】



〇 岐阜市への流入

・中心市街地における小売商業や都市機能の集積により、市内 及び周辺地域の人々が中心市街地へ流入しているものと考 えられる。

【昼間人口及び昼夜間人口比率の推移】

(人/%)

									/ / / / / / /
		S55	S60	H2	Н7	H12	H17	H22	H27
휮	常住人口(夜間人口)	420, 201	422, 149	420, 463	418, 527	415,040	413, 261	413, 136	406, 735
岐	昼間人口	443,715	448, 578	449, 759	449,861	443, 372	433,077	428, 926	420, 442
阜		377, 431	374, 249	363, 907	358, 685	352, 759	344, 948	328, 714	313, 729
市	うち市外在住	66, 186	73, 931	85, 577	90, 551	88,659	84, 776	81,528	82, 110
	昼夜間人口比率	105.6	106.3	107.0	107.5	106.8	104.8	103.8	103.4

(注) 「うち市内在住」「うち市外在住」には、労働力状態「不詳」を除く

資料:総務省「国勢調査」

【柳ケ瀬の空きビル(遊休不動産)平成28年】



空きビル

空き区画のあるビル

資料:岐阜市にぎわいまち公社

柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社 調べ

・岐阜駅周辺の問屋街は、物流の仕組みや、SPA(製造小売業) 海外ブランドの進出など実態が変化する中で苦戦を強いられ、平成28年の営業店舗数が169店、空き店舗率は約60% となっている。

【問屋街の空き店舗数の推移】

		平成10年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成28年
店舗数	(店)	1,021	744	755	474	446	440
営業店舗数	(店)	770	451	352	242	191	169
空き店舗数	(店)	251	293	403	232	255	271
空き店舗率	(%)	24. 6	39. 4	53.4	48.9	57. 1	61.6

資料:岐阜市商工観光部調べ

- ・中心市街地における大型商業施設が閉店し、郊外における大 規模小売店舗・ロードサイド店・大規模スーパー等の立地が 進展した。
- <大規模小売店舗の立地状況はP153参照>

〇 地価の下落

・中心市街地の地価公示7地点の平成25年と平成29年を比較すると、岐阜駅周辺(④吉野町)は上昇傾向であるが、それ以外の地点では依然として減少傾向である。特に柳ケ瀬(①柳ケ瀬通)は下落幅が△8.6%と突出している。

【中心市街地の商業地7地点の増減率】

番号	住所	用途	H25 (円/㎡)	H29 (円/㎡)	H25-H29 (%)
1	柳ケ瀬通1丁目4番(柳ケ瀬)	商業地	220,000	201,000	△ 8.6
2	高野町6丁目13番	商業地	117,000	114,000	△ 2.5
3	金園町1丁目14番外	商業地	144,000	136,000	△ 5.5
4	吉野町5丁目17番外(岐阜駅周辺)	商業地	534,000	587,000	9.9
(5)	今小町24番2外	商業地	172,000	163,000	△ 5.2
6	金町5丁目19番外	商業地	217,000	215,000	△ 0.9
7	若宮町8丁目11番外	商業地	123,000	118,000	△ 4.0

資料:国土交通省「地価公示」

以上に示したとおり、岐阜市の中心市街地は衰退傾向にあ

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

現在の岐阜市の中心市街地は、戦災復興による土地区画整理事業により、その骨格が形成された。都市計画道路の大半が改良され、車社会の到来にあわせて来街者のための駐車場も整備されてきた。

岐阜市発展の原動力となった繊維産業は、戦後旧国鉄岐阜駅前において始まり、昭和24年頃から、現在の岐阜駅周辺の「問屋街」への集積が急速に進んだ。県内随一の繁華街である「柳ケ瀬商店街」は、そういった繊維問屋街への業者の接客の場として発展したという側面もある。岐阜市の中心市街地には、そうした戦後間もなく建設された建築物も多く残っており、環境・防災の面でも問題を抱えている。

整備改善の状況をみると、岐阜駅周辺は、平成10年度にJR東海道本線、高山本線の連続立体交差事業が完成し、次いで、岐阜駅北口土地区画整理事業に着手し、平成21年9月には交通結節点であるJR岐阜駅に全国最大規模の駅前広場が完成した。また、周辺では土地の高度利用化や街並み整備による新たな商業と業務機能等の誘導を目的として市街地再開発事業、優良建築物等整備事業が行われ、平成19年10月に完成した岐阜シティ・タワー43や平成24年8月に完成した岐阜スカイウイング37によるツインタワーといった新たな岐阜のシンボルの形成など、未来に向けた成長を可能とする骨格を築き上げてきた。

柳ケ瀬は、老朽化した建築物の建替えと土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能更新を目的とした市街地再開発事業が行われ、平成24年3月にはオアシス柳ケ瀬ビルが完成し、令和4年度には高島屋南地区第一種市街地再開発事業が完成する予定である。

また、岐阜駅周辺及び柳ケ瀬の間に位置する玉宮通りは、街並みの景観を創出するための街並み整備推進事業を実施するとともに、人々が集い、にぎわいと活力のあふれた魅力ある「通り」を実現するため無電柱化の整備を進めていく予定である。つかさのまちは、平成27年7月に「みんなの森 ぎふメディアコスモス」が開館し、令和3年度には新庁舎が開庁する予定であることから、道路改良による当エリアの回遊性の向上を図るとともに、歩行者等の安全性・快適性向上を図るための取り組みを進めることとしている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

こうした現状を踏まえ、岐阜市では、「市街地整備改善」を図るために以下の事業を基本計画に位置づける。

高島屋南地区整備事業(高島屋南地区第一種市街地再開発事業)、岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業、公共サイン整備事業、岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業、司町1号線ほか1路線道路整備事業、無電柱化推進事業、自転車走行環境整備事業、街並み整備推進事業、金公園再整備事業、岐阜駅北中央東地区第一種市街地再開発事業、岐阜駅北中央西地区第一種市街地再開発事業、柳ケ瀬広場整備事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業 該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

	_ · / / / / / /			
事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(玉宮)	岐阜市	中心市街地の中心に位置する金公	【支援措置内容】	
【事業名】		園を、多くの人が集い、憩い、うる	・中心市街地	
• 金公園再整備事業		おい、にぎわいあふれる都市公園へ	再活性化特	
		と再整備するものであり、まちの魅	別対策事業	
【内容】		力となるコンテンツの創出を方針と		
・岐阜市のセンター		する、中心市街地の活性化に必要な	【実施時期】	
ゾーンの中心に位		事業である。	• R3∼R4	
置する金公園にお		1.76 (37 0)		
いて、多くの市民				
が集い、憩い、う				
るおい、にぎわい				
あふれる都市公園				
へと、既存ストッ				
ク等を活かした魅				
力ある公園づくり				
を行う。				
_ ,, , ,				
【実施時期】				
• R2~R4				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
(柳ケ瀬) 【事業名】・高島屋南地区整備事業 ・高島屋南地区第一種市街地再開発事業) 【内容】・敷 6,500 ㎡・規上 35 階・地下 1 階・主 実に 2 を変える。 ・規上 35 階・主 全 で 2 を変える。 ・規上 35 階・主 全 で 2 を変える。 ・ 2 を変える。 ・ 2 を変える。 ・ 300 戸、 ・ 2 を変える。 ・ 3 を変える。 ・ 2 を変える。 ・ 2 を変える。 ・ 3 を変える。 ・ 4 を変える。 ・ 5 を変える。 ・ 5 を変える。 ・ 5 を変える。 ・ 5 を変える。 ・ 6 を変える。 ・ 6 を変える。 ・ 6 を変える。 ・ 7 を変える。 ・ 7 を変える。 ・ 7 を変える。 ・ 8 を変える。 8	市街地再開発組合	本事業は、県下一の繁華街である柳ケ瀬に位置し、市内唯一の百貨店である岐阜高島屋に隣接するとで柳ケ瀬の商業機能の改善、増進が期待できる。また、老朽化した建築物の建全ながり、土地の合理的かつ健全なのでは、土地の合理のの農性ののでであり、まちのといる。またのには近にのでは、まり、土地の合理がある。とれているのでは、まちのをしたがある。となるコンテンツの創出やまちのをしたがある。となるコンテンツの創出やまちのをしたがある。とは一手では、一手では、14年度をおいる。とは、一手では、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。また、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。とは、14年度をおいる。これが、14年	・社会資本整 備総合交付	
			<u> </u>	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺) 【事業名】 ・岐阜駅東地区第一種業 【内容】 ・敷 2,800 ㎡ ・規模造 地上 24 階建 ・主要業施(福祉)施設、 住宅 106 戸、 駐車場 【実施時期】 ・H25~H30	市街地再開発組合	本事業は、JR 岐阜駅と名鉄岐阜駅との間に位置するなど優れた立地条件を活かし、商業施設や住宅の整備を行うとともに、超高齢社会のニーズに対応した福祉施設の整備をつまるのであり、まちの魅力となる之るとする、中心の割出やまちの活力を支える居住者の確保を方針とする、中心の活性化に必要な事業である。 【進捗状況】 平成 14 年度 研究会設立 平成 17 年度 協議会設立 平成 17 年度 協議会設立 平成 19 年度 基本計画作成 平成 20 年度 都市計画変更 平成 22 年度 都市計画変更 平成 23 年度 推進計画作成 平成 25 年度 基本設計等 平成 26 年度 都市計画変更、組合語 平成 27 年度 工事着手 平成 30 年度 完成	【支援措置内容】 ・社会資本整備(全有一个企業) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (在) () (在) (在) (在) (在) (在) (在	
(岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・司町 1 号線ほか 1 路線道路整備事業 【内容】 ・無電柱化 ・道路改良 【実施時期】 ・H29~R2	岐阜市	司町1号線ほか1路線は、令和3年度に開庁を予定している新庁1でより、で書画ではのでででででででででででででででででででででででででででででででででで	【支援会総(整業中) (大大大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(玉宮)【事業名】・無電柱化推進事業(市道蕪城町玉宮線)【内容】・道路修景整備事業・整備延長 L=710 m	岐阜市	本事業は、玉宮通りの無電柱化に よる魅力ある都市景観を形成するこ とで、人々が集い、にぎわいと活力 のあふれた魅力ある「通り」を実現 するものであり、まちの魅力となる コンテンツの創出を方針とする、中 心市街地の活性化に必要な事業であ る。	【支援措置内容】 ・防災・安全 交付金(道 路事業) 【実施時期】 ・R1	
【実施時期】 ・H21~R4				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
(駅周辺) 【事業名】 ・岐阜市中心部地域 都市再生総合整備	岐阜市	本事業は、駅前広場区域外の歩行 者用デッキの整備を行うことで、公 共交通利用者の利便性向上を図るも のであり、まちの魅力となるコンテ	【支援措置内容】 ・社会資本整 備総合交付 金(都市再	
事業(岐阜駅周辺 地区整備事業) 【内容】 ・駅前広場周辺整備		ンツの創出を方針とする、中心市街 地の活性化に必要な事業である。	生総合整備事業(岐阜駅周辺地区))	
【実施時期】 ・H14~R10			【実施時期】 ・H26~H30、 R4~R10	

[再掲] (柳ケ瀬) 【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 高島屋南地区第一種市街地再開発事業) 【内容】 ・敷6,500㎡ ・規模上 15階 地上 35階 地上下1階 ・主等に対し、 を主義に対し、 を主義に対し、 を主義に対し、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは	市街地再開発組合	<再掲 P95 参照>	【支援措置内容】 ・スマネ推し、 ・スマネ推・ ・スマネ推・ ・地点、 ・地点、 ・ R2~R4	
(岐阜大学跡地周辺)【事業名】・公共サイン整備事業【内容】・歩行者系サインの新設【実施時期】・R2	岐阜市	新庁舎建設整備に合わせ、市街地と駅を結ぶ主要道の回遊性等、中心市街地の活性化の向上のために新規サインの設置を行うものであり、まちを分かりやすく案内し、市民や外来者がスムーズに行動できるように支援するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・都市構造再編集中支援事業 【実施時期】 ・R2	
[再掲] (岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・司町 1 号線ほか 1 路線道路整備事業 【内容】 ・無電柱化 ・道路改良 【実施時期】 ・H29~R2	岐阜市	<再掲 P96 参照>	【支援措置内容】 ・都市構造再編集中支援事業 【実施時期】 ・R2	

[再掲] (玉宮) 【事業名】 ・無電柱化推進事業 (市道蕪城町玉宮 線) 【内容】 ・道路修景整備事業 ・整備延長 L=710 m 【実施時期】 ・H21~R4	岐阜市	<再掲	P97	参照>	【支援措置内容】 ・無電柱化推進計画事業補助 【実施時期】 ・R2~R4	
[再掲] (玉宮) 【事業名】 ・金公園再整備事業 【内容】 ・岐阜市のセンタににといる金の中の公園市の会の中の公園市のものではにはいい。 「またいではない。できないではない。できないではない。できないではない。できないできない。できないできない。できないできない。できないできない。 「実施時期】 ・R2~R4	岐阜市	<再掲	P94	参照 >	【支援措置内容】 ・都集事業 【実施時期】 ・R2~R4	

市街地再 【位置付け】 【支援措置内容】 (駅周辺) 本地区は、都市再生緊急整備地域 • 社会資本整 開発組合 【事業名】 • 岐阜駅北中央東地 における都市開発事業に位置付けら 備総合交付 区第一種市街地再 れており、令和3年3月に都市計画 金(市街地 開発事業 決定を行った。 再開発事業 等) 【内容】 【必要性】 駅周辺のさらなる IR岐阜駅北口の正面に位置する優 【実施時期】 魅力の創出とまち れた立地条件を活かし、土地の合理 • R3∼ の価値の向上を実 現するため、市街 的かつ健全な高度利用と都市機能の 地再開発事業を実 更新を図り、駅周辺のさらなる魅力 施する。 の創出とまちの価値の向上を実現す • 敷地面積 る、中心市街地の活性化に必要な事 約2,700㎡ 業である。 【実施時期】 【進捗状況】 • R3∼ 令和2年度 都市計画決定 令和3年度 建物調查等 令和4年度 組合設立(予定) 【支援措置内容】 市街地再 【位置付け】 (駅周辺) 開発組合 本地区は、都市再生緊急整備地域 • 社会資本整 【事業名】 • 岐阜駅北中央西地 における都市開発事業に位置付けら 備総合交付 区第一種市街地再 れており、令和3年3月に都市計画 金(市街地 開発事業 再開発事業 決定を行った。 等) 【内容】 【必要性】 ・駅周辺のさらなる JR岐阜駅北口の正面に位置する優 【実施時期】 魅力の創出とまち れた立地条件を活かし、土地の合理 • R3∼ の価値の向上を実 現するため、市街 的かつ健全な高度利用と都市機能の 地再開発事業を実 更新を図り、駅周辺のさらなる魅力 施する。 の創出とまちの価値の向上を実現す • 敷地面積 る、中心市街地の活性化に必要な事 約3,200㎡ 業である。 【実施時期】 【進捗状況】 • R3∼ 令和2年度 都市計画決定 令和3年度 建物調査等 令和4年度 組合設立(予定)

	T		
(柳ケ瀬)	岐阜市	【位置付け】	【支援措置内容】
【事業名】		柳ケ瀬広場は令和3年度に都市計	• 都市構造再
・柳ケ瀬広場整備事		画決定をしたほか、「岐阜市みどりの	編集中支援
業		基本計画」の中心市街地緑化重点地	事業
		区の緑化推進地区に位置付けてい	
【内容】		る。	【実施時期】
・柳ケ瀬のさらなる			• R4
魅力の創出とまち の価値の向上を実		【必要性】	
現するため、広場		柳ケ瀬のさらなる魅力の創出とま	
の整備を行う。		ちの価値の向上を実現するため、交	
		流空間やレクリエーション空間など、	
【実施時期】		多様な機能を有した広場を柳ケ瀬の	
• R3∼R9		中心に整備するものであり、中心市	
		街地の賑わい創出が見込まれる。	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
(駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・自転車走行環境整備事業 【内容】 ・自転車走行位置明示等 【実施時期】 ・H25~R8	岐阜市	近年、自転車は環境健康志に、 通手とで、 通手とで、 ので、 ので、 をでいる。これで、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 の		
(玉宮) 【事業名】 ・街並み整備推進事業 【内容】 ・玉宮通り修景整備事業 【実施時期】 ・H5~R1	玉づ会、 岐阜市	玉宮通り地区において、地域住民がまちづくり協定に沿った、ゆとりある歩行者空間の創出、緑化推進等を進めることにより活性化や回遊性の向上を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

岐阜市は、平成29年3月に策定した、岐阜市立地適正化計画において中心市街地を含む都心拠点で日常生活に必要な都市機能とより高度で多様な都市機能の集積を進め、市内外の多くの人が岐阜市の魅力を享受できる都市空間の形成を図ることとしている。

エリア別の整備状況をみると、岐阜駅周辺は、JR 東海道線高架事業の整備に合わせ、平成14年に駅高架下のハートフルスクエアーGに岐阜市立中央図書館分館や岐阜市生涯学習センターなどが開設された。また、平成19年9月には「旧ぱるるプラザ岐阜」を岐阜市文化産業交流センターとしてオープン、同年10月には岐阜シティ・タワー43の低層階に福祉・医療施設が整備され、様々な機能の充実が図られている。さらに平成24年8月に完成した岐阜スカイウイング37の低層階には、岐阜大学のサテライトキャンパスをはじめ岐阜市信用保証協会などが入居している。

柳ケ瀬では、活性化の起爆剤として期待される高島屋南地区第一種市街地再開発事業の建物内に、高島屋南地区公共施設整備事業として子育て支援施設、健康・ 運動施設等の公共施設を整備することとしている。

岐阜大学跡地周辺は、市役所、中央図書館や市民活動交流センター等の複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」をはじめ多数の公共・公益施設が点在し、本市のシビックゾーンを形成している。また、「岐阜大学医学部等跡地整備基本計画」に掲げる基本方針などを踏まえ、ぎふメディアコスモス南側には、新庁舎を建設する事業が計画されており、「市民に開かれた新庁舎」として、主要な行政窓口とともに、レストランやコンビニエンスストア、郵便局といった各種施設を集約し、市民の利便性向上を図ることとしている。

このように、中心市街地には多くの官公庁や公共・公益施設が立地しているが、 立地適正化計画に示された都市空間も形成するため、今後も都市福利施設の整備 を推進していく必要がある。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

こうした現状を踏まえ、岐阜市では「都市福利施設の整備」を図るため、以下の事業を基本計画に位置づける。

新庁舎建設事業、高島屋南地区整備事業(高島屋南地区公共施設整備事業)、 健康ステーション事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) **法に定める特別の措置に関連する事業** 該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

	した人法語	直の ノウ、 応化と 建物 した付別 相	三に因任うもず	不
事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(岐阜大学跡地周辺)	岐阜市	本事業は、「岐阜大学医学部等跡地	【支援措置内容】	
【事業名】		整備基本計画」に掲げる基本方針な	・中心市街地	
· 新庁舎建設事業		どを踏まえ、平成26年に基本計画を	再活性化特	
		策定し、「ぎふメディアコスモス」の	別対策事業	
【内容】		南側に、新庁舎及び公共駐車場を備		
• 新庁舎		えた立体駐車場を建設するものであ	【実施時期】	
延べ面積 39,504 m²		る。	• R1∼R2	
• 立体駐車場		「市民に開かれた新庁舎」として、		
延べ面積 17, 138 m²		年間約 120 万人が来館するぎふメ		
		ディアコスモスと連携し、さらなる		
【実施時期】		にぎわいとまちの魅力を創出する。		
• H27∼R2		新庁舎の1階から3階の低層階に		
		は、主要な行政窓口とともに、レス		
		トランやコンビニエンスストア、郵		
		便局といった各種施設を集約し、市		
		民の利便性の向上を図るとともに、		
		新庁舎に隣接する立体駐車場の1階		
		には、連節バスも停車できる拠点的		
		バス停を整備し、様々な交通手段に		
		対応する。		
		また、新庁舎とぎふメディアコス		
		モスに面した「みんなの広場 カオ		
		カオ」は、現在の約2,470㎡の約1.7		
		倍に拡張し、より大規模なイベント		
		の開催を可能にする。		
		そして、公共駐車場は、この地の		
		にぎわいを支える施設として、必要		
		台数を確保し、閉庁時も開放する計		
		画とする。		
		また、新庁舎とぎふメディアコス		
		モスが隣接することで相乗効果を発		
		揮し、より大きなにぎわいを創出す		
		るとともに、そのにぎわいを柳ケ瀬、		
		さらに中心市街地全体に波及させる		
		ことを目指すものであり、まちの魅		
		力となるコンテンツの創出を方針と		
		する、中心市街地の活性化に必要な		
		事業である。		
		ず木へのる。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(柳ケ瀬) 【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 (高島屋南地区公共施設整備事業) 【内容】 ・市街地再開発事業 ・市街と連携して設立、共施設の部地再開発を改設で設立、高島屋市街地再開発事業 ・高島屋地再開発事業内に整備 【実施時期】 ・H24~R4	岐阜市	本事業は、柳ケ瀬の「活性化」と「にぎわいの創出」に資する高島より地区第一種市街地再開発事業によして子育て支援施設、健康・運動施設として子育で支援施設、健康・運動施設にあることで、まちなか居にあるにぎわいの創出を方針とするものであり、まち針とするものであり出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地 再活性化特 別対策事業 【実施時期】 ・R1~R4	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[再掲] (岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・新庁舎建設事業	岐阜市		【支援措置内容】 ・防災・安全 交付金(優 良建築物等 整備事業)	
【内容】 ・新庁舎 延べ面積 39,504 ㎡ ・立体駐車場 延べ面積 17,138 ㎡		<再掲 P104 参照>	【実施時期】 ・H29~R2	
【実施時期】 ・H27~R2				

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[再掲]	岐阜市		【支援措置内容】 ・社会資本整	
(柳ケ瀬) 【事業名】			· 社芸貞本登 備総合交付	
• 高島屋南地区整備事			金(都市再	
業 (高島屋南地区公共			生整備計画 事業(岐阜	
施設整備事業)			市中央部地	
			区))	
【内容】 ・市街地再開発事業		<再掲 P105 参照>	【実施時期】	
などと連携した公		〈母椅 F 103 参照/	· R1	
共施設の設置				
・高島屋南地区第一 種市街地再開発事				
業内に整備				
7,11				
【実施時期】 • H24~R4				
1121 111				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容		するその他の文接措直に関連する事	支援措置の内容	その他
及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
[再掲] (岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・新庁舎建設事業 【内容】 ・新庁舎延べ面積 39,504㎡ ・立体駐車場延べ面積 17,138㎡ 【実施時期】 ・H27~R2	岐阜市	<再掲 P104 参照>	【・ 支際の金ブ等(型 実) と 大部編事 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
[再掲] (柳ケ瀬) 【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 (高島屋南地区、共施設整備事業) 【内容】 ・市街地再開発事た 共施設の南地馬景との時間を設設である。 ・高島屋地区第一種では、 ・高島屋地区第一種では、 ・高島屋地区第一種では、 ・高島屋地区第一種では、 ・高島屋が、 ・一一、 ・一一、 ・一一、 ・一一、 ・一一、 ・一一、 ・一一、 ・一	岐阜市	<再掲 P105 参照>	【支援措置内容】 ・都集中 編集 事業 【実施時期】 ・R2~R4	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
(駅周辺、玉宮、柳ケ	岐阜市	柳ケ瀬に健康増進とにぎわいの創		
瀬)		出を目的とした、「岐阜市柳ケ瀬健康		
【事業名】		ステーション」を開設し、健康測定		
健康ステーション		機器や更衣室・シャワー室を設置、		
事業(岐阜市柳ケ		また健康に関する教室の開催など健		
瀬健康ステーショ		康情報を発信するとともに、ウォー		
ン)		キングやジョギング等で柳ケ瀬周辺		
		を回遊してもらうものであり、まち		
【内容】		の魅力となるコンテンツの創出を方		
• 健康増進施設		針とする、中心市街地の活性化に必		
		要な事業である。		
【実施時期】				
• H23∼				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の人口は、モータリゼーションの進展、郊外での住宅団地開発、公共公益施設の郊外移転等に伴い、これまで一貫して減少してきた。

しかし、中心市街地活性化の取り組みの中で、まちなか居住の推進を重点施策として取り組んできたことから、近年は人口の減少傾向が緩やかになりつつある。近年の主な新築マンションの供給状況と人口動向に着目すると、平成24年8月には岐阜スカイウイング37で270戸、平成26年7月にはプレサンスロジェ岐阜金公園で88戸がそれぞれ供給され、その結果、それぞれの完成時期には中心市街地の人口が増加に転じている。

しかし、新築マンションが供給されない年次は、引き続き中心市街地の人口は マイナストレンドで推移している。

(2) 居住環境の向上のための事業等の必要性

中心市街地が、その活力を維持し、持続可能なまちとなるためには、それらの 源泉となる居住者を確保することは必要不可欠であることから、引き続き、まち なか居住を重点施策として展開する。

具体的には、民間投資を誘発し、良質な住宅供給を誘導するために、市街地再開発事業等のハード事業と、中心市街地への居住を誘導するソフト事業の双方を展開することとし、以下の事業を基本計画に位置づける。

高島屋南地区整備事業(高島屋南地区第一種市街地再開発事業)、岐阜駅東地 区第一種市街地再開発事業、まちなか居住支援事業、ライオンズ岐阜マークス フォート整備事業、「ぎふし子育て応援アプリ」運営事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[再揭] (柳ケ瀬) 【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 高島屋南地区第一種市街地再開発事業) 【内容】 ・敷も6,500㎡ ・規模者 地下1階 ・主要に対る300戸、 商業と、駐車場 【実施時期】 ・H24~R4	市街地再開発組合	<再掲 P95 参照>	【支援指置内容】 ・社総(開 ・備金 開 等) 【実施時期】 ・H24~R1	
[再揭] (駅周辺) 【事業名】 ・岐市衛東地区第一種東地區等事業 【内容】 ・敷地面積 約2,800 ㎡ ・規模と24 階建 ・主要構造と、業務(福祉)施設、住東用途商業の、業務(福祉)施設、住車場 【実施時期】 ・H25~H30	市街地再開発組合	<再掲 P96 参照>	【支援措置内容】 ・社会資本整備。 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・まちなか居住支援 事業	岐阜市	中心市街地において、新築住宅を 取得するために金融機関と住宅ロー ンを契約した者に対し、建設費又は 購入費の一部を助成することで、良 質な住宅の建設・流通を促進し、住	【支援措置内容】 ・社会資本整 備総合交付 金(市街地 再開発事業	
【内容】・まちなかへの居住者に対する費用等の一部助成【実施時期】・H23~		宅を取得しようとする者の居住を誘導するものであり、まちの活力を支える居住者の確保を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	等と一体の 効果促進事 業) 【実施時期】 ・H28~R1	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[再掲] (柳ケ瀬) 【事業名】 ・高島屋南地区整備事業 (高島屋南地区第一種市街地再開発事業)	市街地再開発組合		【支援措置内容】 ・スマネ 単進 生 事 生 地 点 型 発事業)	
 【内容】 ・敷地面積約6,500㎡ ・規模構造地上35階建地下1階 ・主要用途住宅約300戸、商業施設、駐車場 【実施時期】 ・H24~R4 		<再掲 P95 参照>	【実施時期】 ・R2~R4	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(柳ケ瀬周辺)【事業名】・ライオンズ岐阜 マークスフォート 整備事業	(株) 大京	本事業は、分譲共同住宅(ファミリー向け)を整備するものであり、まちの活力を支える居住者の確保を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 ・敷地面積 約645 ㎡ ・規模構造 ・地上14 階 ・主要用途 住宅52 戸、駐車場 【実施時期】 ・H29~H30				
(駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・「ぎふし子育て応援 アプリ」運営事業 【内容】 ・スマートフォン向 けアプリで子育て 情報を発信 【実施時期】 ・H28~	岐阜市	本事業は、子育て支援体制を充実するため、子育てに役立つ情報や中心市街地に立地するドリームシアター岐阜や ぎふメディアコスモスなどで開催される様々なイベント情報をスマートフォンアプリで配信するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出やまちの活力を支える居住者の確保を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

岐阜市は、柳ケ瀬や名鉄岐阜駅前を中心とした商店街と大型店の集積により、 広域的な商業拠点を形成してきた。しかし、モータリゼーションの進展や住宅の 郊外化による都市構造の変化、周辺市町における大型店やロードサイド店の進出、 中心市街地からの大型店の撤退などの環境変化のなかで、中心市街地の商業は厳 しい状況にある。例えば、中心市街地の大型店舗は平成 11 年の京都近鉄百貨店 から平成 21 年の岐阜メルサまで 11 年間で 7 つの大型店舗が閉店した。また小売 業販売額は、市全域が平成 9 年の 5,788 億円から平成 26 年には 4,162 億円と約 28%減少したのに対し、中心市街地では、平成 9 年の 1,271 億円から平成 26 年 には 418 億円と約 67%減少している。

一方、そうした中でも、平成21年の新岐阜百貨店跡地へのECT(複合商業施設)のオープンや平成23年の旧岐阜メルサファッション館へのドン・キホーテ柳ケ瀬店のオープンなど、大型店舗の新規出店が続いており、商業活性化に向け、明るい兆しが見えつつある。

また、岐阜市の商業の中心である柳ケ瀬商店街では、日ノ出町商店街における アーケードのリニューアルによる商業環境の整備、商店街振興組合による信長楽 市の実施、岐阜市にぎわいまち公社による岐阜市柳ケ瀬あい愛ステーションの運 営、当ステーションを活用した小学生を対象にした社会見学プログラム「柳ケ瀬 商店街探検隊」の実施など、商店街の活性化に向けた各種取り組みが進められて いる。

また、民間まちづくり会社である「柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社」が、 平成28年12月に設立され、マルシェ型路上イベント「サンデービルヂングマーケット」による新たな魅力ある事業者の創出やリノベーションまちづくりの啓発事業を実施し、商業の担い手を創出する活動を行っている。その核的事業として、日ノ出町のロイヤルビルの空き区画を創業希望者が出店しやすいスペースにリノベーションする「ロイヤル40(ヨンマル)」事業を展開し、まちに魅力的なコンテンツを創出することで活性化につなげている。

(2) 商業の活性化のための事業及び措置の必要性

柳ケ瀬を商業地として再生させ、次世代につながる新しい魅力が集積した商いの場とすることが必要である。そのために、買い物客の創出、創業者の創出、商店主の意識改革、個店の魅力づくり、安全で快適な商業環境づくり、地域住民などを惹きつける魅力の創出、まちの魅力の発信などを積極的に進めていく必要がある。また、集客の核となる魅力ある商業施設等を効果的に誘導・立地させることで、その周辺に新しい流れを生み出すことになる。

そのため、以下の事業を基本計画に位置づける。

- (1)遊休地や空き店舗の利活用、出店を促進するための、大規模小売店舗立 地法の特例措置、不動産のリノベーション及び貸し出し事業、空き店舗 対策事業、遊休不動産利活用促進事業
- (2) にぎわいの創出を図るための、信長楽市、道三まつり、ぎふ信長まつり、 柳ケ瀬ジュラシックアーケード、せんい祭、サンデービルヂングマーケット、ぎふ信長楽市推進事業、商店街魅力向上事業、岐阜駅前・玉宮の都 市観光化事業
- (3) 柳ケ瀬エリアをプロモーションするための、中心市街地イベント発信事業「のぶすと!」、柳ケ瀬の広報戦略事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容等

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ケ瀬) 【事業名】 ・大規模小売店舗立地 法の特例措置	岐阜県	中心市街地への大規模小売店舗の 出店を促進するために、大規模小売 店舗立地法の特例措置を活用し、セ ンサ、長崎屋など大型店撤退跡地や	【支援措置内容】 ・大規模小売店 舗立地法の特 例(第一種大	
【内容】 ・第一種大規模小売店 舗立地法特例区域 の指定		市街地再開発事業等により併設される商業スペースへの大規模小売店舗の出店を図るものである。 これによって、中心商店街の集客力を高めることにつながるものであり、まちの魅力となるコンテンツの	規模小売店舗 立地法特例区 域) 【実施時期】 ・H19~	
【実施時期】 ・H19~		創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な措置である。		

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

(4) 心能化と建物	した又仮扣	i置のうち、認定と連携した特例措 i	旦に因足りる手	禾
事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(主に柳ケ瀬) 【事業名】 ・空き店舗対策事業 【内容】 ・店舗賃借料・初期 費用の一部を補助 【実施時期】 ・H18~	岐阜市	中心市街地の空き店舗を減らし、 商店街の活性化を図るために、意欲 のある商店主を呼び込み定着しても らうため、新規出店者に対し助成す るものであり、まちの魅力となるコ ンテンツの創出を方針とする、中心 市街地の活性化に必要な事業であ る。	【支援措置内容】 ・中心市街地活 性化ソフト事 業 【実施時期】 ・H19~	
(駅周辺、神田町) 【事業名】・信長楽市 ・信長楽市 ・信長楽・信長楽・信長楽・信長楽・行きのででででででででででででででででででででいる。 ・歩路ではいいででででいる。 ・サッコには、周会では、ファッのででででででででででででででででででいる。 は、周会では、ファッのででででででいる。 は、周会では、ファッのでは、ファッのでは、ファッのでは、ファッのでは、ファッのでは、ファッのでは、ファッのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	岐	【位置づけ】 商店街・県内地域の店舗によるマーケットや家族連れで参加できるワークショップ等の定期開催に併せ、フラッグアート展を実施することにより中心市街地への集客を図るこの事業は、目標②「広域からも来訪したくなるようなまちの魅力の創出・発信による商業の振興」に資する事業に位置づけられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、「歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	【支援措置内容】 ・中心市街地活 性化ソフト事業 【実施時期】 ・H28.4~R5.3	
・H28~ (駅周辺、柳ケ瀬) 【事業名】 ・道三まつり (イベントシリーズ "春") 【内容】 ・イベント	まつり実行委員会	道三まつりは、岐阜を代表する春のまつりで、県内外から多くの来街者を集客するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H19~	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ケ瀬) 【事業名】 ・ぎふ信長まつり (イベントシリー ズ"秋") 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・S32~	まつり実行委員会	ぎふ信長まつりは、岐阜を代表する秋のまつりで、県内外から多くの来街者を集客するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H19~	
(柳ケ瀬) 【事業名】 ・柳ケ瀬ジュラシッ クアーケード 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・H23~	岐 瀬 振 連 合 会	平成29年度まではど真ん中夏まつりの中の1イベントとして実施してきた事業であるが、スケールアップし単独事業として実施する。柳ケ瀬ジュラシックアーケードは、柳ケ瀬商店街のアーケードを利用して、恐竜口ボットを展示することで商店街の活性化を図るものであることであり、まちの魅力となるコンテンの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺) 【事業名】 ・せんい祭 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・H19~	一般社団 法人アンション 業連合会	年4回、一般消費者を対象とした売り出しを行うもので、各種媒体へのPRを通じて来客を増やし、JR岐阜駅前繊維問屋街等の活性化を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(柳ケ瀬) 【事業名】 ・Wood Go!! 【内容】 ・柳ケ瀬商店街及び 岐阜髙島屋を会場 として、小中学生 とその保護者を対 象に、木材産業の 職業体験及び木を	「WOOD GO!!」 実行委員 会	【位置づけ】 木材産業の職業体験に併せて木をテーマにした商店街のWOODラリーや、クラフトワークで作った木の食器や箸、スプーンを飲食店に持参しサービスを受ける回遊イベントを実施することにより中心市街地への集客を図るこの事業は、目標②「広域からも来訪したくなるようなまりの魅力の創出・発信による商業の振興」に資する事業に位置づけられる。	業【実施時期】	区域内
テーマにした商店 街回遊イベントを 実施。 【実施時期】 ・R4~		【必要性】 参加者とその同伴者を集客し、商店街周辺の購買、消費行動につなげることから、本事業をきっかけに来街者の増加につながり、「歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(柳ケ瀬)【事業名】・リノベーションスクール事業【内容】・エリア再生を前提	岐阜市	遊休不動産をリノベーションという手法により再生するプランの作成 過程を通じ、エリアの価値向上に寄 与するノウハウを持つまちづくりの 担い手の育成を図るものであり、ま ちの魅力となるコンテンツの創出を 方針とする、中心市街地の活性化に	【支援措置内容】 ・地方創生推進 交付金 【実施時期】 ・R1~R3	
とした遊休不動産 の活用案を作成 し、不動産オー ナーに提案する実 践型のセミナー 【実施時期】 ・R1~R3		必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[再掲] (主に柳ケ瀬)【事業名】・空き店舗対策事業【内容】・店舗賃借料・初期 費用の一部を補助【実施時期】・H18~	岐阜市	<再掲 P115 参照>	【支援措置内容】・地方創生推進交付金【実施時期】・R3~R4	
(柳ケ瀬) 【事業名】 ・ぎふ柳ヶ瀬夏まつ り 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・R1~	ぎふ柳ヶ瀬夏まつり実行委員会	夏のイベントの定番である「盆踊り」を中心にして、昼夜にわたってファッションショー、夜市等各種コンテンツを展開し商店街ににぎわいを創出するものである。このイベントを定着化させることにより、中心市街地への来街者の増加を目指すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	・地方創生推進 交付金	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措 置の内容及び 実施時期	その他の事項
(柳ケ瀬)	岐阜市、	柳ケ瀬の建物所有者へのアプロー		
【事業名】	岐阜市に	チを行いながら、民間の発想に基づ		
• 遊休不動産利活用	ぎわいま	く遊休不動産の利活用等を促進し、		
促進事業	ち公社	柳ケ瀬の魅力を高めるコンテンツが		
		創出しやすい環境をつくることで、		
【内容】		人を惹きつけ、にぎわうまちの創生		
・遊休不動産の利活		及び柳ケ瀬を商業地として再生につ		
用のための啓発、		なげるものであり、まちの魅力とな		
支援、不動産所有		るコンテンツの創出を方針とする、		
者へのアプローチ		中心市街地の活性化に必要な事業で		
February 100		ある。		
【実施時期】				
• H30∼R4				

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措 置の内容及び 実施時期	その他の事項
(柳ケ瀬)【事業名】・サンデービルヂングマーケット【内容】・買い物客の創出、創業希望者の発掘を目的とした定期イベントの開催【実施時期】	岐瀬振連柳楽ち株が街台、をまる社	手仕事(クラフト)の商品等を扱うお店を集めたイベントを定期的に開催することで、固定顧客の創出と実店舗に出店する可能性のある魅力ある事業者の獲得を目的とする事業であり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
• H26~	14 th +	ルン たちゃづっこひととは/まと		
(駅周辺〜柳ケ瀬) 【事業名】 ・ぎふ信長楽市推進 事業 【内容】 ・「ぎふ=信長」ブラ ンド ・実店舗の催しやイ ベントの情報発信 【実施時期】 ・H30〜R4	岐阜市、岐阜市はぎわい社	ぎふ=信長のブランドを広域(東海エリア)に発信し、実店舗と様々な集客イベントを連携させ、岐阜市を代表する催しとして発展させる。また、その担い手となる組織等の連携を強化することで、中心市街地の実店舗の活性化による商業振興につなげるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・中心市街地イベント発信事業「のぶすと!」 【内容】 ・イベントの情報発信 【実施時期】 ・H27~	岐活報プクぶ実会地化イジ「と委り、	中心市街地におけるイベント情報を 一元的に広く市民に発信することに より、中心市街地への来訪を促進す るものであり、まちの魅力となるコ ンテンツの創出を方針とする、中心 市街地の活性化に必要な事業であ る。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措 置の内容及び 実施時期	その他の事項
(柳ケ瀬) 【事業名】 ・柳ケ瀬の広報戦略 事業 【内容】 ・柳ケ瀬エリアに特 化したプロモー ション戦略 【実施時期】 ・H30~R4	柳りはまる株式会社	柳ケ瀬エリアに存在する既存の魅力コンテンツや新規に創出した魅力コンテンツを広域にプロモーションすることは、日常的なにぎわいの創出につながることから、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(柳ケ瀬) 【事業名】 ・商店街魅力向上事業 【内容】 ・商店街の連携 ・協働、問題解決を 目的とした協議 ・視察、勉強会の開催 【実施時期】 ・H27~H30	岐阜商工 会議 商店 街 体	商店街振興組合の垣根を越えて、 商店街同士が連携、協働し、商店街 が抱える様々な課題について協議、 視察、勉強会を実施することで、時 店街活性化のノウハウを学び、共有 して取り組むことで、商店街の魅力 の向上を目指すものであり、まちの 魅力となるコンテンツの創出を方針 とする、中心市街地の活性化に必要 な事業である。		
(駅周辺、玉宮) 【事業名】 ・岐阜駅前・玉宮の 都市観光化事業 【内容】 ・観光客誘致を目的 とした情報発信等 【実施時期】 ・H30~	世界のタマロシェアの実にある。	JR 岐阜駅周辺の飲食店街は、近年 国外からも注目を浴びており、イン バウンド増加に伴う、外国人観光客 の利用が増加しており、こうした外 国人観光客を効果的に誘客すること は、県都岐阜市の玄関口のにぎわい を創出するものであり、まちの魅力 となるコンテンツの創出を方針とす る、中心市街地の活性化に必要な事 業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措 置の内容及び 実施時期	その他の事項
(柳ケ瀬) 【事業名】 ・不動産のリノベー ション及び貸し出 し事業 【内容】 ・リノベーショ 間 ・リノによる空間 出、スペースの貸 し出し 【実施時期】 ・H30~R4	株式会社	本事業は、まちなかの遊休不動産と呼ばれる建物を事業者のニーズやコンテンツに合わせて改修(リノベーション)し、その事業戦略に沿った店舗デザインに仕立てることで、事業者の創業意欲の喚起につながるともにその顧客の来店を促すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
 (柳ケ瀬) 【事業名】 ・まちなか活性化活動拠点施設運営事業 【内容】 ・リノベーションまちづくり推進拠点とレンタルスペースの運営 【実施時期】 ・R2~ 	岐阜市に ぎわいま ち公社	リノベーションまちづくり推進拠点「やながせR(アール)テラスなどを整備し、交流・休憩スペースなどを提供するとともに、レンタルスペースの運営をすることで、これま方々に関わってきた方を促し、まちのを設利用者との交流を促し、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中の活性化に必要な事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

岐阜市では、昭和40年以降の急激なモータリゼーションの進展に伴い、自動車需要の増加に対応する道路整備や大規模住宅団地・土地区画整理事業などの開発を進めてきた。その結果、自動車利用を前提とした低密度に拡大した市街地が形成された都市構造となり、このことがより一層自動車利用に拍車をかけた。

そこで1期、2期計画では、公共交通網(バス路線)について利用者ニーズにあった、わかりやすいバス路線の再編を実施するとともに、バスレーンやPTPSの導入、バスロケーション表示機やバス停上屋の整備を実施するなど、効率的なバス運行、サービス水準の高い利用環境の構築を推進してきた。また、交通結節点であるJR岐阜駅において、平成19年3月、岐阜駅北口駅前広場にバス乗降場を整備し、中心市街地と周辺・郊外地域とのアクセス性が強化され、公共交通利用者の利便性は飛躍的に高まることとなった。さらに、駅と柳ケ瀬の間を循環する柳バスや、コミュニティバスの運行など、中心市街地内及びその周辺との回遊性の向上を図ってきた。

創業・ビジネス支援では、中小企業の経営者や起業家を対象として、岐阜市立 中央図書館内に相談窓口の設置等を行っている。また、増加する訪日外国人旅行 客に対応するため、無料公衆無線 LAN 設置等の補助によるインバウンドへの対応 を進めている。そして、岐阜市の魅力を紹介する冊子「ええとこたんと」の発行 等による認知度やイメージの向上に取り組んでいる。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

- ・活性化の取り組みと連携して、公共交通利用促進を図ることが必要である。
- ・新規創業者や事業者等が、資金面をはじめ新たな分野への進出や販路拡大などの支援を通して、まちの魅力となる店舗や事業所の創出を図るとともに、まちの魅力を発信していくことが必要である。
- ・外国人観光客の利便性向上や受け入れる環境を整備するため、インターネット通信環境や多言語などの環境を向上させることは、交流人口の拡大、地域の活力を高めることに必要である。
- ・様々な媒体を活用して、まちの魅力をプロモーションするとともに、市民の 誇りを醸成し、交流人口や定住人口を増加することにつながるため、地域を 活性化するために必要である。

以上のことから、次の事業を基本計画に位置づける。

- (1)「新規創業者、事業者等の支援」のための、中心市街地活性化支援事業、 岐阜市中小企業融資制度、ビジネスチャレンジ支援事業、事業創造支援 補助金等
- (2)「外国人来街者等の対応」のための、外国人観光客受入環境整備支援事業
- (3)「まちの魅力を発信する」ための、シティプロモーション冊子及びホームページを活用したプロモーション、テレビ・ラジオ等広報事業等

(3) フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に進捗調査を行い、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

				•
事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(岐阜大学跡地周辺)	岐阜市、	本事業は、みんなの森 ぎふメディ	【支援措置内容】	
【事業名】	みんなの	アコスモスにおける施設駐車場や周	・中心市街地活	
・バス de メディコ	森 ぎふ	辺道路の混雑緩和を図るため、バス	性化ソフト事	
ス事業	メディア	と連携したイベントの開催により公	業	
	コスモス	共交通利用促進を啓発するものであ		
【内容】	自主事業	る。	【実施時期】	
・イベント開催によ	実行委員	イベントにより施設利用者を中心	• H30∼	
る公共交通機関の	会	市街地へ回遊させ、にぎわいを中心		
利用促進		市街地へ波及させるものであり、ま		
		ちの魅力となるコンテンツの創出を		
【実施時期】		方針とする、中心市街地の活性化に		
• H30∼R4		必要な事業である。		
(駅周辺、玉宮、柳ケ	スマート	健康寿命を伸ばすことを目的に、	【支援措置内容】	
瀬)	ウエルネ	幼児や子どもを含め、普段歩かない	・中心市街地活	
【事業名】	スぎふ健	人も楽しく参加できるウォーキング	性化ソフト事	
・SWC 推進事業(ス	幸ウォー	イベントを中心市街地で開催して、	業	
マートウエルネス	ク実行委	健康づくりの習慣化につなげるとと		
ぎふ、健幸ウォー	員会	もに、中心市街地における回遊性の	【実施時期】	
ク)		向上を目指すものであり、まちの魅	• H30∼	
		力となるコンテンツの創出を方針と		
【内容】		する、中心市街地の活性化に必要な		
・ウォーキングイベ		事業である。		
ント				
【実施時期】				
• H23∼				

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(玉宮) 【事業名】 ・ぎふ市民健康まつ り 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・S55~	岐岐師岐科会岐剤か 市市、市、市、市区、 車師 東ほかか	岐阜市と岐阜市医師会など健康関連団体が市民参画型事業として、健康に関する知識を深め、体験する場を提供するイベントを開催することで、中心市街地のにぎわいを創出するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活 性化ソフト事 業 【実施時期】 ・H30~	
(岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・メディアコスモス 春季・秋季事業(市 民ボランティアに よる自主事業) 【内容】 ・市民等で構成する ボランテスマントの開催 【実施時期】 ・H30~R4	岐み森メコ自実会市なぎィモ事委のあるアス業員	ぎふメディアコスモスを会場に市 民等で構成するボランティアスタッフによるイベント等の自主事業を開 催することで、地域コミュニティの リーダーとして活動できる人材を育 成するとともに、まちのにぎわいの 創出につながるものであり、まち針 とする、中心市街地の活性化に必要 な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H30~	
(岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・メディアコスモス 夏季事業(施設利 用促進事業) 【内容】 ・開館周年記念イベ ントの開催 【実施時期】 ・H30~R4	岐み森メコ自実会市なぎィモ事委	ぎふメディアコスモスの施設利用 の促進を図るため、毎年、施設の開 館周年記念イベント等を夏期に開催 し、施設のコンセプトである知・絆・ 文化の拠点としての機能を高め、利 用促進につなげるものであり、まち の魅力となるコンテンツの創出を方 針とする、中心市街地の活性化に必 要な事業である。	【支援措置内容】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ・H30~	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(岐阜大学跡地周辺)	岐阜市、	ぎふメディアコスモスの施設内の	【支援措置内容】	
【事業名】	みんなの	樹木にイルミネーション装飾し、ラ	・中心市街地活	
・メディアコスモス	森 ぎふ	イティングスポットとしてのにぎわ	性化ソフト事	
冬季事業(テニテ	メディア	いを創出することで、施設の利用を	業	
オイルミナード事	コスモス	促進するものであり、まちの魅力と		
業)	自主事業	なるコンテンツの創出を方針とする、	【実施時期】	
	実行委員	中心市街地の活性化に必要な事業で	• H30∼	
【内容】	会	ある。		
・施設内のイルミ				
ネーション装飾と				
イベントの開催				
【実施時期】				
• H30∼R4				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
(駅周辺、柳ケ瀬、岐 大学跡地) 【事業名】 ・創業・起業支援事業 【内容】 ・新規創業・起業者向け支援 【実施時期】 ・H30~	岐阜商工 会議所	中心市街地において、新規創業・ 起業希望者を対象に、創業計画の策 定や創業融資あるいは補助金活用等 の支援からアフターフォローまで 貫した伴走型支援を行い、事業者 開業後も長期にわたり持続できるよう 支援するものであり、まちの魅力 となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事 業である。	【支援措置内容】 ・創業支援等事業者補助金 【実施時期】 ・H30∼R1	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・ビジネスチャレン ジ支援事業 【内容】 ・経営相談 【実施時期】 ・H27~	岐阜市	中小企業・小規模事業者や起業家の方の経営に関する悩みに対応する ため、身近な公共施設である中央図 書館内に相談窓口を設置し、コー ディネーターによる経営に関する具 体的なアドバイスや中央図書館の協 力により、司書が相談内容に応じた 図書の選定を行うものであり、まち の魅力となるコンテンツの創出を方 針とする、中心市街地の活性に必要 な事業である。	【支援措置内容】 ・地方創生推進 交付金 【実施時期】 ・H30∼R2	
(駅周辺、柳ケ瀬) 【事業名】 ・公共交通利用促進 事業 【内容】 ・バス、タクシー等 の車両展示、乗車体 験等「公共交通イベ ント」の開催 【実施時期】 ・H27~	岐阜市総 合交通協 議会、岐阜 乗合自動 車㈱	中心市街地において、子どもを中心にバス等公共交通に親しめる体験イベントを開催し、中心市街地に賑わいを創出しながら、公共交通に対する市民の意識向上及びバス利用促進を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・地方創生推進 交付金 【実施時期】 ・R1~R3	
(岐阜駅周辺、岐阜大 学跡地周辺) 【事業名】 ・岐阜市シェアサイ クル事業 【内容】 ・観光客等に対する 自転車貸出 【実施時期】 ・R4~	岐阜市	岐阜市シェアサイクル事業はサイクルポートを整備することで市内を周遊しやすい環境を作り出し、県外市外からの観光誘客を図るとともに、まちなかの回遊性を高めるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置内容】 ・地方創生推進交付金 【実施時期】 ・R3~R5	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・中心市街地活性化支援事業 【内容】 ・まちづくり団体や商店街団体等が取り組む事業の支援 【実施時期】 ・H30~R4	岐阜市	中心市街地のエリアの価値を高めるまちづくり団体や商店街団体等が取り組む事業に対し様々な関係者との調整や助言などの支援を行うものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ケ瀬) 【事業名】 ・岐阜市中小企業融 資制度(新産業振 興資金みらい戦略 資金〈重点施策 枠〉) 【内容】 ・中小企業等への設 備・運転資金融資 【実施時期】 ・H26~	岐阜市	卸売業、小売業及びサービス業の店舗又は事業所を新たに設置して事業を行う者、または卸売業、小売業及びサービス業の既存の店舗又は事業所を継続して事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金を融資するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・事業創造支援補助金(スタートアップ支援補助金) 【内容】 ・創業や新事業展開に要する経費の一部を助成 【実施時期】 ・H19~	岐阜市	創業時や創業早期に重要な問題となる資金面について支援を行うことで、市内での創業の促進を図るとともに、社会課題の解決に資する新事業等の創出を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、岐阜大学跡 地周辺) 【事業名】 ・ビジネス支援事業 【内容】 ・起業や事業拡大に 関するセミナーや 相談会の開催 【実施時期】 ・H18~R4	岐阜市	創業希望者や中小規模の事業者を 対象に、身近な施設である市立中央 図書館において、セミナーや相談会 など、ビジネスに役立つ情報を提供 し、民間の創業希望者や事業者を支 援するものであり、まちの魅力とな るコンテンツの創出を方針とする、 中心市街地の活性化に必要な事業で ある。		
(駅周辺、柳ケ瀬、岐 阜大学跡地) 【事業名】 ・エキスパートバン ク等専門家派遣事 業 【内容】 ・商業の専門家(エ キスパート)の派 遣 【実施時期】 ・H30~	岐阜商工会議所	中心市街地の個店が抱える課題を 抽出し、課題に対応した専門家(エキスパート)を直接現場に派遣し、 専門的、実践的な指導アドバイスや、問題解決に向けたサポートにより、 個店の強みを強化し魅力を増進する ものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市 街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・外国人観光客受入環境整備支援事業 【内容】 ・外国人観光客向け多言語化対応支援 ・無料公衆無線 LAN 設置支援 【実施時期】 ・H30~	岐阜市	多言語化対応支援は、外国人観光 客の受入れ環境向上を目的に観光施 設等に案内看板やパンフレット等を 外国語表記する事業者への支援である。また、無料公衆無線 LAN 設置を整備する 接は、市内の宿泊施設や観光施設等 に無料公衆無線 LAN 設置を整備する 事業者を支援するものである。これ らの支援を一体化させることでド推進 を図るものであり、まちの魅力とな り柔軟で効果的なインバウンド推進 を図るものであり、まちの魅力と るコンテンツの創出を方針とする、 中心市街地の活性化に必要な事業で ある。		

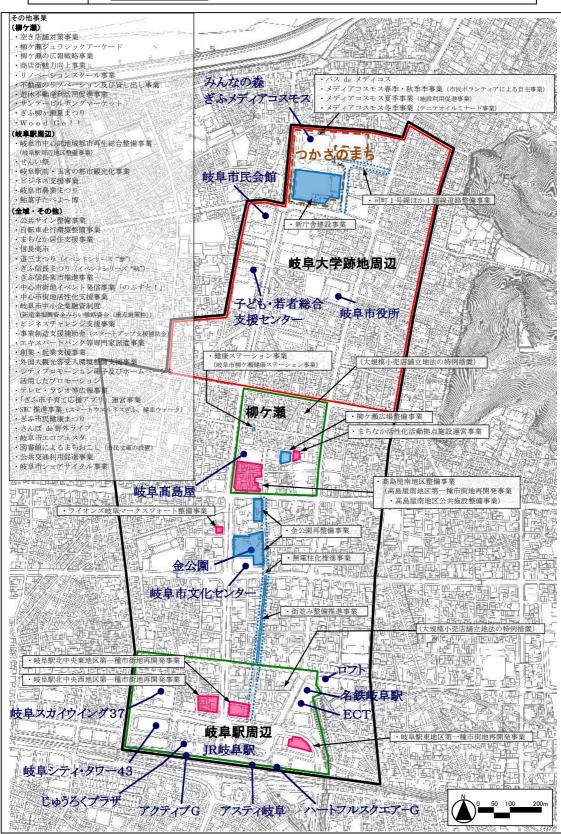
事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺、柳ケ瀬、岐 阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・シティプロモーションポージを活用したプロモーション (内容】 ・冊子やホームペプロモーション 【実施時期】 ・H30~R4	岐阜市	中心市街地をはじめ岐阜市の魅力を冊子およびホームページによる情報発信を通じ、岐阜市の認知度とイメージを高めるとともに、市民の時りを醸成し、交流人口及び定住人口を増すことで、まちのにぎわいを生み出し、持続可能な岐阜市の発展を実現するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・テレビ・ラジオ等 広報事業 【内容】 ・テレビ・ラジオ等 による広報 【実施時期】 ・H30~R4	岐阜市	中心市街地をはじめ岐阜市の魅力をテレビおよびラジオによる情報発信を通じ、岐阜市の認知度とイメージを高めるとともに市民の誇りを醸成し、交流人口及び定住人口を増すことで、まちのにぎわいを生み出し、持続可能な岐阜市の発展を実現するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
 [再掲] (駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) (事業名】 ・「ぎふし子育て応援アプリ」運営事業 【内容】 ・スマートフォン向けアプリで子育で情報を発信 【実施時期】 ・H28~ 	岐阜市	<再掲 P112 参照>		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(駅周辺) 【事業名】 ・岐阜市農業まつり 【内容】 ・イベント 【実施時期】 ・H23~R4	岐阜市農 業まつり 実行委員 会	本事業は、岐阜市における農林水産 業の取り組みを広く市民に周知する ため、イベントを開催し、市民の食 と農に対する意識を高め地産地消を 推進することで、地元農産物、畜産 物、水産物の普及・利用促進を図る ものであり、まちの魅力となるコン テンツの創出を方針とする、中心市 街地の活性化に必要な事業である。	20 XIIBN 171	
 (柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・さんぽ de 野外ライブ 【内容】 ・音楽イベントの開催 【実施時期】 ・H27~ 	さんぽ de 野外ライ ブ実行委 員会、 岐阜市	本事業は、誰もが気軽に音楽に触れられる機会を創出することを目的に、ぎふメディアコスモスから柳ケ瀬界隈の中心市街地において、音楽を提供するものである。 また、ぎふ市民健康まつりと同日に複数会場で開催することにより、中心市街地における回遊性の向上を目指すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺、柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・岐阜市エコフェスタ 【内容】 ・イベントの開催 【実施時期】 ・H14~	岐阜市エ コフェスタ 実行委員 会	環境をテーマとした、市民参加型のイベントであり、岐阜市が有する良好な環境を知り、環境問題を身近に感じ、環境保全に取り組む「きっかけ」を提供することにより、まちの魅力を再認識し、その魅力を増大させるものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(駅周辺)【事業名】・鮎菓子たべよ~博【内容】・鮎菓子イベントの開催【実施時期】・H28~R4	鮎菓子た 本よ~博 実行委員 会(岐議所 内)	岐阜の観光資源の発掘とブラッシュアップを図り、「岐阜ブランド」を積極的にアピールするため、鮎菓子をテーマにしたイベントを開催し、「鮎菓子処・ぎふ」をPRするとともに、地域産業との連携により地域産業の活性化を図り、県内外から多くの来街者を集客するものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
(岐阜大学跡地周辺) 【事業名】 ・図書館によるまち おこし(市民文庫 の設置) 【内容】 ・中心市街地に市民 文庫を設置 【実施時期】 ・H28~R4	岐阜市	本事業は、中心市街地の各所に図書館の資料を利用できる場として市民文庫を設置するものである。 図書館に関心のない市民を新たに利用者として取り込むとともに、図書館周辺地域の情報を編集したマップにより、その周辺地域の回遊を促すものであり、まちの魅力となるコンテンツの創出を方針とする、中心市街地の活性化に必要な事業である		

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

中心市街地活性化基本計画区域		約 15	5ha	
柳ケ瀬	約 9ha	(都市再:	生緊急整備地域	柳ヶ瀬通周辺地域)
岐阜駅周辺	約 21ha	(同上	岐阜駅北地域)
岐阜大学跡地周辺	約 55ha			



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市庁内体制

① 中心市街地活性化を担当する統括組織

まちづくり推進部に、中心市街地活性化に資する取り組みであるリノベーションまちづくりに関する業務を担当する審議監を配置し、事務の統括を行う。

また、まちづくり推進部まちづくり推進政策課において、事業の進行管理、評価を行う。

組織	配属
まちづくり推進部	住宅政策・リノベーションまちづくり推進審議監
まちづくり推進政策課	課長 1人
よりつくり推進収収録	担当 4人

② フォローアップ体制

中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に進めるためには、関係機関及び関係 部局との緊密な連携体制が必要である。また、基本計画における事業進行を一元 的に管理できる庁内体制の構築が必要である。

そこで、庁内体制としては、副市長及び計画記載事業の担当部長等で構成される岐阜市中心市街地活性化推進会議を設置し、事業進捗状況、数値目標達成状況などを全庁的に把握し、適切な進行管理を行うとともに、計画記載事業の担当課長等で構成される岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議を設置し、計画に記載された個別事業の連絡調整を図る。

また、基本計画のフォローアップについては、毎年度行うとともに、最終年度 である令和4年度には事後評価を行い、それらの結果を岐阜市中心市街地活性化 協議会に諮る。

(2) 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容

2期計画認定以後の市議会における中心市街地活性化に関する議論について以下に示す。

① 平成 25 年第 3 回定例会(6 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《岐阜市議会公明	《商工観光部長》
党》	商店街は全国各地において、大規模小売店舗の郊外立地、中
・商店街の実態と活性	心市街地の居住人口の減少などにより、多くの商店街が衰退傾
化に向けた今後の取	向にある。例えば、柳ケ瀬商店街の組合員数は、平成 15 年度は
り組み方針について	およそ 640 件に対し、平成 24 年度においてはおよそ 540 件にま
	で減少している。
	後継者不足、施設の老朽化、共同施設維持の負担増などが共

通の課題として挙げられるが、そのような中でも柳ケ瀬の日ノ 出町商店街においては、平成20年度より商店街の活性化に取り 組まれており、今議会に計上しているアーケードの改築事業も 中心市街地活性化基本計画に掲載された事業であるため、市と しても支援をしていきたい。

また、今年3月、柳ケ瀬や近隣商店街の関係者を含めて約100人の方が集まり「今の柳ケ瀬をどう思うのか」、「活性化への課題は」などをテーマとする柳ケ瀬集会が開催され、商店街組織の垣根を越えて、今後の柳ケ瀬のあり方について活発な意見が交わされたと聞いている。

さらに、国が実施した柳ケ瀬商店街など中心市街地の未来図を描く、「まちの活性化・都市デザイン競技」においては、全国各地の32 グループから応募があり、国土交通大臣賞など7点の受賞作品が選定された。今後、地域全体の魅力と回遊性を向上させる都市デザインや整備イメージの優秀な提案を参考にしながら、本年度、地元商店街が中心となって立ち上げる予定の協議会が、新たな柳ケ瀬の将来像や諸課題の検討を進めていくことについて、本市も支援をしていきたい。

② 平成 26 年第 1 回定例会(3 月)

質問者及び質問趣旨 答:

答弁者及び答弁趣旨

《自民岐阜》

・若い家族のまちなか 賃貸住宅への転入 を促進することの必 要性の認識について

______ 《まちづくり推進部長》

・若い家族がまちなかへ転入する必要性の認識について

中心市街地は、高齢化率が35.7%で、市平均を10ポイント以上も上回っている。こうした中、新婚・子育て世帯といった若い家族が中心市街地を含むまちなかに転入して暮らし始めれば、消費行動による経済循環や世代間のバランスが保たれることによるコミュニティー活動の活発化などが期待される。中心市街地を活性化する上で極めて重要である。

若い家族が賃貸住宅から持ち家に住みかえる場合は、子どもを 転校させなくても済むように、まちの暮らしに既になれ親しみ愛 着を感じているため、賃貸住宅の近くで持ち家を探すパターンが 多いと聞いている。したがって、若い家族が、市外から転入して まちなかの賃貸住宅で暮らすことは、若い家族のまちなかにおけ る定住促進につながる可能性があり、その必要性を認識している。

・若い家族のまちなか への転入をさらに誘 導するための取り組 みについて ・若い家族のまちなかへの転入をさらに誘導するための取り組みについて 引き続き、まちなか居住支援事業のPRに努める。若い世代の 居住ニーズを満たすような良質な住宅を供給する事業を検討する とともに、若い世代をまちなかへ誘導する方策についても研究を 進めていきたい。

③ 平成 26 年第 4 回定例会 (9 月)

質問者及び質問趣旨 | 答弁

答弁者及び答弁趣旨

《岐阜市議会無所属 クラブ》

・高島屋南地区市街地 再開発事業が柳ケ 瀬の活性化の起爆 剤となる根拠につ いて

《副市長》

高島屋南地区は、中心市街地の核施設で岐阜髙島屋の南に位置している。この中心市街地は、商業機能、居住機能、文化機能や公共機能等のさまざまな都市機能が集積し、バス路線が集中するなど高い交通利便性を有するため、多くの市民が集まるその都市を特徴づけるまちの顔である。まちの顔である中心市街地の活性化は、都市の魅力、活力の向上につながる。

中心市街地の顔である柳ケ瀬は、長期にわたり停滞が続く中、 市民にとって最も利便性が高く、多くの都市機能が集積する柳 ケ瀬は市全体の活性化の源泉である。

柳ケ瀬の活性化は、本市の活力向上にとって喫緊の課題である。多くの市民が利用でき集客が見込まれる公共施設の設置は、柳ケ瀬活性化のための1つの起爆剤である。この公共施設の導入については、岐阜市中心市街地活性化基本計画に位置づけており、内閣総理大臣の認定を受けている。

④ 平成 26 年第 5 回定例会(11 月)

質問者及び質問趣旨 答弁者及び答弁趣旨《市政自民党》 《商工観光部次長兼企業誘致課長》

・柳ケ瀬のにぎわい創出について

柳ケ瀬を初めとした商店街は、地域経済の活力を維持するとともに、市民生活の向上にとって重要な役割を果たしている。 しかし、それを取り巻く環境は、少子・高齢化や人口減少など大きな社会構造の変化を迎えている上、大型店の郊外進出等により厳しい状況が続いている。このような状況の中、特に今年度限りではあるが、継続的な集客促進、需要喚起、体質強化に効果があるとされた取り組みに対しては、国のにぎわい補助金が活用できたこともあり、大がかりなイベントが開催された。

⑤ 平成 27 年第 4 回定例会 (9 月)

質問者及び質問趣旨 答弁者及び答弁趣旨

《岐阜市民クラブ》

《まちづくり推進部長》

・柳ケ瀬地域のにぎわい再生に向けての方針と戦略について

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画では、にぎわいの創 出とまちなか居住の推進を基本方針として現在取り組んでい る。

にぎわいの創出では、柳ケ瀬のまちの魅力向上、岐阜駅周辺のにぎわい増大、岐大跡地周辺のにぎわいの創出、柳ケ瀬と岐阜駅周辺、岐大跡地周辺との回遊性向上の4つを基本戦略としている。その中で、柳ケ瀬のまちの魅力向上と柳ケ瀬と岐阜駅周辺、岐大跡地周辺との回遊性向上については、市街地再開発の促進、集客施設の整備、新規出店の促進、魅力あるイベントなどのソフト施策の実施のほか、公共交通の充実とレンタサイクルの活用などに取り組んでいきたい。

まちなか居住の推進では、住宅の供給、まちなか居住のための支援、生活環境の整備の3つを基本戦略とし、居住者によるにぎわいの創出や商業の活性化につなげていきたい。

今後も引き続き、柳ケ瀬の魅力を高めるとともに、柳ケ瀬と岐阜駅周辺、岐大跡地周辺との回遊性を向上させることにより、にぎわいを柳ケ瀬に波及させ、中心市街地の活性化につなげていくよう事業を推進していきたい。

⑥ 平成 29 年第 4 回定例会 (9 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《岐阜市民クラブ》	《まちづくり推進部長》
・2 期計画の現状	・2 期計画の現状について
	2期計画では、活性化の基本方針を「にぎわいの創出」と「ま
	ちなか居住の推進」とし、柳ケ瀬のまちの魅力を高め、にぎわ

いを柳ケ瀬に波及させる取り組みを進めてきた。平成28年度の数値目標の状況は、「柳ケ瀬の新規出店店舗数」と「居住人口の社会増減数」は目標を上回り、「歩行者・自転車通行量」は目標を下回っている。

特に商業について、顧客の来街状況を示す歩行者・自転車通行量の減少のほか、商店街の収益性を映し出す地価の下落、大型店舗が収益の確保に様々な取り組みを行っていること、商店街の方々と意見交換する中で聞く厳しい声などを総合的に捉えますと、停滞する状況が続いており、商業機能としての再生には至っていないと認識している。

・次期計画でどのよう なまちづくりを目指 すのか。

・次期計画でどのようなまちづくりを目指すか

次期計画では、引き続き「まちなか居住」は推進するものの、「にぎわいの創出」から、まちそのものの資質を高めることが活性化の本質であることに着目し、基本方針を「エリアの空間需要を喚起し、投資が起こる持続可能なまち」とした。

今後も、中心市街地に関わる地域の方々と協議を行いながら、 国から次期計画の認定を受けられるよう、取り組むとともに、 次世代につながる新しい魅力が集積した中心市街地とすること で、将来の岐阜市を支え、牽引する役割が発揮されるよう、関 係部署と連携を図りながら取り組んでいきたい。

(3) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

① 岐阜柳ケ瀬商店街振興組合連合会連絡会

岐阜柳ケ瀬商店街振興組合連合会は、毎月定例的に、連合会傘下組合及び岐阜 商工会議所はじめ関係者間で、各商店街が取り組むイベントの紹介、組合が抱え る問題や課題について意見交換を行っている。

所属

岐阜柳ケ瀬商店街振興組合連合会傘下組合

柳ケ瀬通1丁目商店街、柳ケ瀬通2丁目商店街、柳ヶ瀬通3丁目商店街、小柳町商店街、日ノ出町商店街、岐阜劇場通北商店街、 スタープレイス柳ケ瀬商店街、弥生町商店街の各振興組合

(オブザーバー)

岐阜商工会議所、岐阜市にぎわいまち公社、岐阜青年会議所、ひとひとの会、 ヒラタ産業株式会社、岐阜土地興業株式会社、岐阜観光社交事業協会、 岐阜市中心市街地回遊性協議会、岐阜髙島屋、岐阜市 ほか

② 中心市街地活性化基本問題検討部会

< P144 参照>

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

「中心市街地活性化協議会」については、有識者、経済界、権利者、駅前関係団体、地元自治会、福祉団体、教育文化団体、交通事業者、警察関係等を構成員とし、平成 18 年 8 月に立ち上げ、事務局は岐阜商工会議所が担当する。なお、都市機能の増進を総合的に推進する調整を、岐阜市にぎわいまち公社(平成 18 年 8 月に中心市街地整備推進機構に指定)が担い、経済活力を総合的に推進するための調整を岐阜商工会議所が担う。

(1) 岐阜市中心市街地活性化協議会構成委員

(令和3年1月1日現在)

談

区	分	所属		役	職		等
有識者		国立大学法人 岐阜大学	名		誉	教	授
都市機能の増進 進するための調 わしい者(第155	整を図るにふさ	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	業	務執行	可理 事	兼事系	务局 長
経済活力の向上		岐阜商工会議所	副		会		頭
たい者(第15g		吸 <u>干</u> 间工 <u>云</u> 哦问	専	-	務	理	事
経済界		岐阜市商店街振興組合連合会	理		事		長
在海外		岐阜柳ケ瀬商店街振興組合連合会	理		事		長
権利者		高島屋南市街地再開発組合	理		事		長
事業者		柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	取		締		役
金融機関		株式会社十六銀行	法人	、営業部	地域開	発グル-	ープ課長
立際協議		岐阜信用金庫	営	業戦	略部	部 長	代 理
大型店舗		株式会社岐阜髙島屋	代	表	取	締	役
		華陽自治会連合会	会				長
地二白海合	也元自治会	徹明自治会連合会	会				長
地兀日冶云		明徳自治会連合会	会				長
		京町自治会連合会	会				長
福祉団体		一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会	会				長
教育文化団 (生涯教育、文		公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団	理		事		長
カマ市米本	通 事業者	名古屋鉄道株式会社	西	部 支	配人	室 支	配人
父进争耒白		岐阜乗合自動車株式会社	専	務取紛	・ 役 営	業管理	里部長
警察関係		岐阜中警察署	生	活	安	全 i	果長
行政		岐阜市	副		市		長
			TEP				.
			理				事
事務局		岐阜商工会議所	相	談	課課	長	代理

(2) 協議会開催状況(1期計画認定前)

○ 準備会 平成 18 年 8 月 11 日

議題:・協議会の設立、協議会の規約、及び改正まちづくり三法について

・講演「岐阜市の中心市街地活性化について」

○ 第1回 平成18年10月30日

議題:・協議会規約の見直しについて

・中心市街地のまちづくり計画(短期)[案]について

○ 第2回 平成18年11月13日

議題:・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について

○ 第3回 平成19年3月22日

議題:・岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)について

意見:・妥当なものである

○ 意見書提出 平成19年3月27日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

[付帯意見]

基本計画案では、5年間で実施される事業の実施主体、支援内容等が明記されるとともに、数値目標も設定されていることから、中心市街地が活性化されると考えられるが、より確実に効果が上がることを期待し、次の意見を申し添える。

- 1. 行政、事業者及び商業関係者等が一体となった事業推進体制の構築を図られたい。
- 2. 基本計画の対象区域に隣接する地区も中心市街地活性化の担い手であることを考慮し、まちなか居住や都市福利等に関連する事業においては、対象区域と隣接地区の連携にも配慮されたい。
- 3. これからの社会・経済状況を考えた時、選択と集中によるメリハリの効いた事業者支援が必要である。事業者の自主性、意欲、創意工夫に基づいた支援に配慮されたい。

(3) 協議会から出された主な意見

① 市街地整備等の事業について

- 1)市街地整備、都市福利施設、居住、商業、公共交通等の項目によって事業のアンバランスがある。
- 2) 中心部で居住のための環境整備が必要。
- 3) 柳ケ瀬での核施設が必要である。
- 4) 長崎屋跡地の活用がポイントである。
- 5) まち歩きの環境整備が必要。
- 6) 土、日曜日の人通りの減少は、商店主の責任が大きい。5%の増客を目指し、個店の情報提供を行う。
- 7) 玉宮は、がんばっている。柳ケ瀬の商店は、遅くまで営業してほしい。
- 8)公共交通(バス)が全て中心市街地を通るようにルート設定してほしい。

② 都市機能の集積について

- 1) 広域の問題を県と調整する必要がある。
- 2)公共施設の郊外移転が中心部衰退の原因であると思う。
- 3) 郊外の大型店の規制が必要。

③ その他

1) 岐阜駅周辺と柳ケ瀬を相乗的に発展させるための役割分担を考える必要がある。

(4) 協議会開催状況(1期計画認定後)

○ 第4回 平成20年2月27日

議題:・規約の改正(案)について

・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更事項について

○ 第5回 平成21年2月26日

議題:・事業の進捗状況について

○ 第6回 平成21年9月3日

議題:・中心市街地活性化基本計画の変更について

意見:・妥当なものである

○ 意見書提出 平成21年9月10日

「意見〕

岐阜市中心市街地活性化基本計画(変更案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

○ 第7回 平成22年1月27日

議題:・中心市街地活性化基本計画の変更認定について(報告)

- ・特定民間中心市街地活性化事業計画(日ノ出町アーケード改築事業)について
- 第8回 平成22年5月26日

議題:・中心市街地活性化基本計画の変更について

- ・規約の改正について
- ・特定民間中心市街地活性化事業計画(日ノ出町アーケード改築事業)について
- ・事業の進捗状況について
- 第9回 平成23年1月31日

議題:・日ノ出町アーケード改築事業の計画変更について

- ・基本計画の変更について
- ・主要事業の進捗状況について
- 第10回 平成23年6月3日

議題:・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況

- ・岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・旧岐阜メルサファッション館へのドン・キホーテ出店に係る協議会の 取り組み報告
- ・岐阜市中心市街地活性化協議会部会の活動報告
- ・主な事業の進捗状況報告
- ・その他取り組み報告

○ 第11回 平成24年2月23日

議題:・岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況報告

・第2期岐阜市中心市街地活性化基本計画について

意見:・第2期岐阜市中心市街地活性化基本計画案概要は、第1期基本計画

終了後の岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なもので

あり、認定に向けて作業を進めることを了承する。

○ 意見書提出 平成 24 年 5 月 10 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画(素案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

(5) 協議会から出された主な意見

[意見]

平成19年の岐阜市中心市街地活性化基本計画の認定以降、岐阜シティ・タワー43及び岐阜スカイウイング37のツインタワー完成、全国最大級の面積を誇る岐阜駅北口駅前広場の整備など、新たな岐阜市のシンボルとなる核的開発が着実に実現するとともに、商店街やまちづくり団体等においてイベント開催やゆるキャラを活用したPRなど、にぎわい創出のための各種ソフト施策が展開された結果、居住人口や通行量において活性化の兆しが現れるなど取組みの効果が出始めており、官民一体が活性化に向け各種事業を展開した結果であると言える。

特に、旧岐阜メルサファッション館へのドン・キホーテ出店は、協議会としてワーキングを開催し、商店街や商工会議所、岐阜市など官民一体となって誘致活動に取り組んだことが実を結んだものであり、若者の回遊等による新たなにぎわいが創出されている。

今後も引き続き、2期岐阜市中心市街地活性化基本計画のもと、柳ケ瀬の活性化を 主眼に中心市街地全体の活性化をさらに推し進めるべく、行政と連携しながら協議会 として活性化に取り組んでいく。

(6) 協議会開催状況(2期計画認定後)

○ 意見書提出 平成25年2月6日

[意見]

2期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

○ 意見書提出 平成25年6月17日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 第12回 平成25年8月9日

議題:・会長交代について

- ・規約の変更について
- ・2期計画第2回変更の認定について
- ・2 期計画の進捗状況報告について
- ・日ノ出町部会の活動報告について

○ 意見書提出 平成25年10月4日

[意見]

2期岐阜市中心市街地活性化基本計画の第3回変更(案)は、妥当なものである。

○ 意見書提出 平成 26 年 6 月 20 日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 第13回 平成27年2月26日

議題:・2期計画第3回、第4回変更の認定について

- ・2 期計画の進捗状況報告について
- ・中心市街地活性化基本問題検討部会の設立について
- 第14回 平成28年1月14日

議題:・2期岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

- ・中心市街地活性化基本問題検討部会の協議について
- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について
- 意見書提出 平成28年2月9日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 第15回 平成28年8月29日

議題:・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況及び目標数値の達成 状況について

- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・中心市街地活性化基本問題検討部会 岐阜市市街地の近未来を考える シンポジウム
- 意見書提出 平成 28 年 10 月 18 日

「意見」

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 第16回 平成29年1月16日

議題:・中心市街地活性化基本問題検討部会の活動について

- ・目標数値(居住人口の社会増減数)の速報値について
- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について
- 意見書提出 平成29年2月1日

[意見]

2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 第17回 平成29年10月17日

議題:・次期中心市街地活性化基本計画の骨子について

○ 第18回 平成30年1月17日

議題:・次期中心市街地活性化基本計画(案)について

意見:・妥当なものである

○ 意見書提出 平成30年1月23日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画と して妥当なものである

[参考意見]

基本計画案については、これまでの1期・2期基本計画の総括等を踏まえ目標や事業が設定されていることから、着実に中心市街地が活性化されると考えられるが、より一層の効果が上がることを期待し次の意見を申し添えるので参考にされたい。

1 中心市街地及び周辺からの人の流れについて

観光資源の豊富な岐阜公園・長良川・金華山の観光エリアの宿泊客をはじめとする 観光客を中心市街地に導き、一体的な相乗効果を生むため、中心市街地と観光エリア が連携する施策を検討されたい。

2 中心市街地の人の流れの創出について

ぎふメディアコスモスをはじめとするつかさのまち、商業地の柳ケ瀬、交通結節点である岐阜駅周辺の各エリアの利用者が中心市街地全体を回遊してもらうために、連携する仕掛けをより一層取り組まれたい。

3 遊休不動産の利活用について

中心市街地において遊休不動産の利活用を促進するため、市と岐阜市にぎわいまち 公社が、遊休不動産の所有者に対して指導、助言、相談対応など、利活用についての 働きかけに努められたい。

4 持続的な商業活動について

商業活動を持続的に行っていくために、例えば商店の後継者不在の問題や商店の業態変更などへの支援を市と商工会議所が連携して積極的に行われたい。

5 まちの活力を支える居住者の確保について

中心市街地を持続可能な居住地とするために、多様な世代が居住するエリアとなるようまちなか居住の推進に努力されたい。

(7)協議会開催状況(3期計画認定後)

○第19回 平成30年10月16日

議題:・組織体制について

- ・2 期岐阜市中心市街地活性化基本計画の総括及び3 期岐阜市中心市街地 活性化基本計画の概要について
- ・3 期中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・中心市街地活性化基本問題検討部会について
- 意見書提出 平成 30 年 10 月 18 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 意見書提出 平成 31 年 1 月 28 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 意見書提出 令和元年 10 月 16 日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○第20回 令和2年1月10日

議題:・(3期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

・(3 期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について

○ 意見書提出 令和2年1月31日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 意見書提出 令和3年1月29日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 意見書提出 令和3年12月27日

「意見〕

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 意見書提出 令和4年1月20日

「意見〕

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

○ 意見書提出 令和4年6月10日

[意見]

岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。

- (8) 協議会の規約(中心市街地の活性化に関する法律との適合)
- ① 法第15条第3項 協議会設立時の公表
 - ・規約において、広告について規定し(第13条)、協議会設立時に公表を行い、 また、協議会の会議は傍聴が可能で、議事録も公開するなど、会議の透明性 確保にも努めている。(規約第11条第2項、第3項)
- ② 法第 15 条第 4 項 関係者が参加できること 法第 15 条第 5 項 参加申し出を拒めないこと
 - ・協議会への入会は、申し出でよいこととしている。(規約第6条)

(9) 中心市街地活性化基本問題検討部会の設立

柳ケ瀬を含めた中心市街地全体を魅力ある空間にしていくことが求められていることから、中心市街地活性化協議会に「中心市街地活性化基本問題検討部会」を設立した。また、個別課題について協議を行う「ワーキンググループ」を設置した。

① 構成員

所属	役職
株式会社十六総合研究所	代表取締役
国立大学法人岐阜大学	准教授
岐阜市商店街振興組合連合会(市商連)	理事長
岐阜柳ケ瀬商店街振興組合連合会(柳商連)	理事長
柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	取締役
一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	業務執行理事
岐阜商工会議所	事務局長 支援部長
岐阜市 (産業振興・企業誘致課、市街地再開発課、まちづくり推進部)	審議監課長

② 会議開催状況

平成 27 年度:3回

平成 28 年度: 2回

平成 29 年度: 3 回

平成 30 年度:1回

令和 元年度:1回

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析及びニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

中心市街地の統計的データによる現状分析、地域住民のニーズ分析は、「1.中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]中心市街地の現状分析(P3~16参照)」、「[3]地域住民のニーズ等の把握・分析(P17~23参照)」に、それぞれ記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について

① 地域住民等を対象とした中心市街地に関する啓発活動

「岐阜市中心市街地の「近未来のグランドデザイン」を考えるシンポジウム」を開催し、岐阜市中心市街地の近未来の方向性や官民連携によるその実現手法について、パネルディスカッションを通じて啓発した。パネリストからの意見・要望は以下のとおりである。

- ・緑の空間や水辺空間を整備して公共空間を創出することで岐阜市の魅力が高まる。
- ・岐阜市新庁舎建設に伴う跡地利用について、市民が集える広場にしてほしい、公有 財産ではなく、市民の共有空間という発想で議論してほしい。

開催日	平成 28 年 7 月 14 日			
開催場所	みんなの森 ぎふメディアコスモス ドキドキテラス			
参加者	約 150 人(企業、商店街関係者 等)			
プレゼンテー	○加藤義人氏(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株))			
ション	「広域的交通インフラと岐阜市街地の将来展望」			
	〇出村嘉史氏(岐阜大学工学部社会基盤工学科准教授)			
	「市街地空間デザインは誰が担うのか」			
	○阪 健吉氏 ((株)大林組)			
	「社会空間変革の手法と事業者の役割」			
	○大前 貴裕氏 ((株)ミユキデザイン)			
	「近未来の社会空間を創造する官民協働のしくみ」			
パネルディスカ	パネリスト:加藤義人氏/出村嘉史氏/阪 健吉氏/大前貴裕氏/			
ッション	ン 古川洋治氏(岐阜市商店街振興組合連合会理事長)/			
	林 亨一氏(岐阜柳ケ瀬商店街振興組合連合会理事長)			
	コーディネーター: 西村 貢氏(岐阜市中心市街地活性化協議会会長)			

② 地域住民等を対象とした協議・検討の場

岐阜薬科大学及び岐阜市立短期大学の大学生を対象として、ワークショップを開催し、柳ケ瀬を含めた中心市街地全体をさらに活性化させるために、まちなかに必要な機能など具体的なアイデア聴取を行った。主な意見は以下のとおりである。

- ・柳ケ瀬で開催されるイベントは、学生の参加率が低く、イベントがまちや個店への 誘導につながっていない。柳ケ瀬の魅力を向上させるためには、特徴ある品揃えが 求められる。
- ・柳ケ瀬への来街を促すためには、学生に人気のある情報誌への掲載、イベント時に 個店や商品を認識してもらえるよう、割引チケットやスタンプラリーを実施するな ど情報発信力の強化が必要である。
- ・地域色が豊かな店、商品づくりの工夫や作り手の思いが伝わる独自性の高いお店な ど個店の魅力向上が有効である。
- ・まちなかの居住は、実際に住まないとその住みやすさが伝わりにくいが、一度まちなかに住んでその良さを実感すれば、そのまま住み続ける可能性が高く、まちなか居住の良さを理解してもらえるような情報発信等が必要である。
- ・地域住民との交流を希望するが、まちなかに住んでも孤立しないよう、地域コミュニティとの交流を促す方策も有効である。

	T
調査日調査対象	平成 27 年 1 月 9 日 岐阜市立女子短期大学の学生
 加重对象	
	平成 27 年 1 月 14 日
	岐阜薬科大学の学生
調査方法	ワークショップ形式
	2グループに分かれて各グループ2テーマについて意見を付箋に
	書き出し、意見を発表、KJ法で意見のまとめ。
テーマ	①柳ケ瀬があなたにとって魅力的なところになるためには何が必要か。 「岐阜駅周辺」、「岐阜大学跡地周辺」から「柳ケ瀬」ににぎわい を波及させるアイデア、大学生にとって魅力的な中心市街地に するためのアイデアを提案
	②あなたにとって住みたくなる「まちなか」とは何か。 大学生がまちなか居住を選択するために求めることや問題点、 まちなか賃貸住宅家賃助成事業を、大学生に周知するための効 果的な PR 方法についての意見聴取

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

岐阜市の中心市街地は、上位計画、関連計画において以下のように位置づけられ、 都市機能を集積する方針を示している。

① ぎふ躍動プラン・21(岐阜市総合計画 2013-2017) [平成 25 年 3 月策定]

将来都市像を「多様な地域核のある都市」とし、その実現のため、都市の活力を高める多様な都市機能拠点(核)と市民の日常生活を支える地域生活拠点(核)が適切に配置され、活力あふれるコンパクトな市街地が互いに連携した都市の形成を目指している。また、中心市街地を含むエリアは、圏域の中枢機能拠点に位置づけられている。

② 岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略

[平成 27 年 12 月策定 · 平成 29 年 4 月改定]

中心市街地の活性化については、「都心の魅力を高め、まちのにぎわいを創出し、居住人口の増加を図るとともに、人が集い、にぎわいの拠点ともなる再開発事業を推進するほか、駅前から柳ケ瀬、ぎふメディアコスモスまでの中心部を一体的に捉えて、それぞれの特徴を生かした施策により、人々の流れと回遊性をつくり、岐阜市全体の活力の核としていく。」としている。

③ 岐阜市立地適正化計画[平成29年3月策定]

将来都市像を「高度で多様な都市機能が集積した中心市街地と、身近な生活拠点が適切に配置された日常生活圏とが、公共交通など総合的な交通体系により効率的に連絡しあう、多様な地域核のある集約型都市」としている。

また、中心市街地を含む都市拠点区域の基本方針を「都市の顔となる拠点として、業務機能の誘導や便利で快適なまちなか居住の推進など土地の高度利用を図ることで、魅力ある市街地の形成を促進します。集約型市街地の形成に向けて、都市構造に大きな影響を与える商業施設等の立地促進や公共公益施設の立地促進を図ります。」としている。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 都市計画手続の実施

基本計画の認定基準となる、準工業地域内における大規模集客施設(店舗、飲食店、展示場などで床面積の合計が10,000㎡を超えるもの)の立地を規制するための特別用途地区を指定することについては、平成18年10月24日に開催した岐阜市都市計画審議会(協議会)において以下の方針を報告し、基本的に了承を得、平成19年8月29日に岐阜市都市計画審議会の審議を経て、平成19年11月30日に定めた。

■岐阜市都市計画審議会(協議会)報告事項

【資料】準工業地域における特別用途地区指定の運用方針について「抜粋]

○大規模集客施設の適正立地について

大規模集客施設の立地については次の方針を基本とする。

中心部においては、多様な都市機能が集積する拠点として大規模集客施設の積極的な立地誘導に努める。

また、周辺部においては、生活圏において地域住民が自転車や歩いて日常生活サービスが享受できるよう、地域の特性に応じた「中心部で成り立たないもの」や「生活拠点としての充実に必要な施設」等については、都市計画の変更も視野に入れた対応を講ずる。

①基本方針

- ・大規模集客施設は、商業地域、近隣商業地域への立地を基本とし、準工業地域への立地は抑制する。
- ・既存の大規模集客施設については、地域の状況に応じ、都市計画の変更を検討する。
- ・生活圏形成上、必要と認められる大規模集客施設については、地域の特性に応じ都 市計画の変更も視野に入れた対応を講ずる。

②具体的手法

i) 準工業地域全域を対象に、都市計画法に基づく特別用途地区の「大規模集 客施設立地抑制地区(仮称)」を指定する

対象面積	1, 213ha
規制対象	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの

ii) 既存不適格建築物については、以下のとおり対応する

- ・増築、改築、建物用途変更については、特別用途地区条例に適用除外規定を設け、 一定の範囲内(基準時の1.2倍)で認める。
- ・地区の状況により、必要な場合は用途地域の変更を行う。

③立地規制の課題の対応

岐阜市における準工業地域での大規模集客施設立地抑制施策が効果を発揮するため には、周辺市町を含めた広域的な観点からの立地誘導・抑制が必要となる。

平成19年11月30日に定めた特別用途地区(大規模集客施設立地規制地区)は、内容として「準工業地域における特別用途地区指定の運用方針について[抜粋]」を受けたものであり、岐阜市内の全ての準工業地域、約1,213haを対象として、広域的な都市構造やインフラに大きな影響を及ぼす大規模な集客施設の立地を規制し、都市機能が適切に配置された均衡ある都市構造とするために定められた。

〇運用方針に関する委員からの質問・意見と事務局(岐阜市)の回答

【委員からの質問・意見】

- ① 公共施設適正配置は重要となるが、どのように進めるのか。
- ② 準工業地域の規制は全面なのか、必要な箇所だけなのか。また、面積要件は妥当か。さらに、準工業地域の規制により不適格となる施設についてどのように対応するのか。
- ③ 近接する市に大規模集客施設の出店予定がある中、市内の準工業地域を対象に 規制することについてどのように考えるか。

【事務局(岐阜市)の回答】

- ① 公共施設の配置については、庁内の横連携をとる仕組みづくりを再構築し、適正配置の整理を考えていきたい。
- ② 準工業地域全てに規制をかけることになる。面積要件については、都市構造への影響を考えたとき 10,000 ㎡が妥当と考える。また、不適格となる施設への対応については、地域の実情を踏まえ、用途地域の変更も含め適切に判断していく。
- ③ 広域調整については、岐阜県に働きかけていきたい。

(2) 大規模集客施設の立地規制に関する経緯

準工業地域内における大規模集客施設の立地規制については、以下のスケジュールで都市計画手続き等を進めた。

平成 18 年 8月 21 日	都市計画審議会で「まちづくり三法見直しに係る岐阜市の 方針」について説明
平成 18 年 10 月 24 日	都市計画審議会で「準工業地域における特別用途地区指定 の運用方針」について説明
平成 19 年 8月 29 日	都市計画審議会で「特別用途地区(大規模集客施設立地規 制地区)」審議
平成 19 年 9月 28日	岐阜市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例公布
平成 19 年 11 月 30 日	岐阜市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例施行 特別用途地区(大規模集客施設立地規制地区)を定める
平成 28 年 12 月 14 日	岐阜市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例施行 建築基準法の改正により、ナイトクラブを劇場・映画館等 と同様の扱いに変更

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現状

中心市街地における主な公共公益施設(市有施設、延べ床面積 1,000 ㎡以上)の現 状は以下のとおりである。

【中心市街地の主な公共公益施設(市有施設)】

施 設 名	所 在 地	施設規模
ハートフルスクエアーG		
岐阜市立図書館 分館	橋本町1丁目10番地23	11, 555 m ²
岐阜市体育ルーム		
岐阜市文化産業交流センター	橋本町1丁目10番地1	10, 214 m ²
岐阜市文化センター	金町5丁目7番地2	10, 270 m²
岐阜市役所	今沢町18番地	17, 545 m ²
岐阜市役所南庁舎	神田町1丁目11番地	5, 003 m ²
ドリーシアター岐阜	明徳町6番地	3, 952 m ²
岐阜市民会館	美江寺町2丁目6番地	8, 266 m ²
保健所・中市民健康センター	都通2丁目19番地	
福祉健康センター	都通2丁目23番地	2, 511 m ²
市民福祉活動センター	都通2丁目2番地	
みんなの森 ぎふメディアコスモス	司町40番地5	14, 725 m ²
岐阜市子ども・若者総合支援センター	今川町1丁目6	2, 852 m ²

資料:岐阜市まちづくり推進部調べ

(2) 岐阜市内の庁舎などの行政機関、病院、学校等の都市福利施設の立地状況

岐阜市内の都市福利施設の立地状況(施設数)は以下のとおりである。

移転計画としては、庁舎のうち「本庁舎、南庁舎、西別館、北別館、明徳庁舎」を統合し、中心市街地(つかさのまち)に新庁舎を建設することとしている。

【行政機関(市有施設)】

施設名	施設数	備 考
庁舎		本庁舎、南庁舎、西別館、北別館、明徳庁舎、 ハツ寺別館
事務所•連絡所	16	事務所7、連絡所等9
消防署·分署	15	消防署4(瑞穂消防署を除く)、分署11

資料:岐阜市まちづくり推進部調べ

【行政機関(市有施設)】

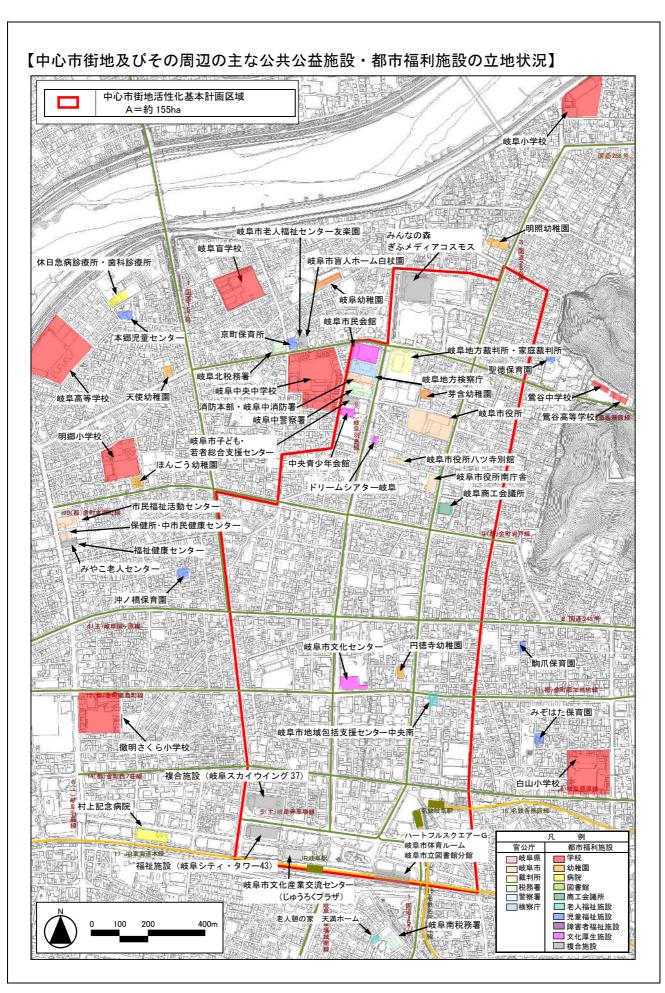
施設名	施設数	備考
病院•診療所	436	
保育所	47	

資料:岐阜市保健所、子ども未来部調べ

【行政機関(市有施設)】

施設名	施設数	施設内訳		
幼稚園	41	市立2、私立39		
小学校	48	市立46、国立1、私立1		
中学校	27	市立22、国立1、私立4		
高等学校	20	市立1、県立11、私立8		
高等教育機関(大学、高専等)	8	市立2、国立1、私立5		
専修学校、各種学校	25	専修学校(公立2、私立13)、各種学校(私立10)		
図書館	3	市立2、県立1		
博物館・美術館	2	市立1、県立1		

資料:岐阜市まちづくり推進部調べ



(3) 岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況

岐阜市及びその周辺(関市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、本巣郡北方町、愛知県一宮市)の 1,000 ㎡以上の大規模小売店舗の立地状況及び同地域内で店舗面積 10,000 ㎡を超える大規模小売店舗の概要は、以下のとおりである。

【大規模小売店舗の状況(岐阜市)】

	1,000~1,499 m ²	1,500~2,999 m ²	3,000~4,999 m ²	5,000~9,999 m ²	10,000 ㎡以上	計
店舗数(店)	16	36	10	6	9	77
店舗面積計(m)	21,273	77,375	38,416	36,932	178,118	352,114

資料:「東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2017」

【大規模小売店舗状況(岐阜市周辺)】

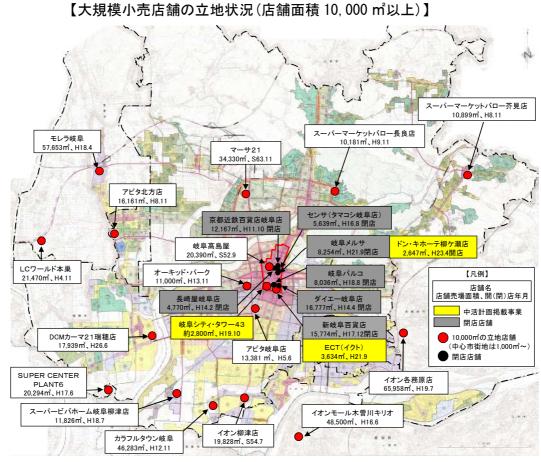
	関市	羽島市	各務原市	山県市	瑞穂市	本巣市	羽島郡 岐南町	羽島郡 笠松町	本巣郡 北方町	一宮市	計
店舗数(店)	24	9	25	7	11	13	11	3	8	59	170
店舗面積計(㎡)	97,818	47,926	176,290	23,448	64,047	116,955	35,228	8,806	41,995	282,575	895,088

資料:「東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2017」

【岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗(店舗面積 10,000 ㎡を超える)】

	市名	所在地	大規模小売店舗の名称	開店日	店舗面積 (㎡)	核店舗
1	岐阜市	柳津町	カラフルタウン岐阜	H12. 11	46, 283	イトーヨーカ堂
2	岐阜市	正木	マーサ21 (イオン岐阜店)	S63. 11	34, 330	イオンリテール
3	岐阜市	日ノ出町	平和ビル(岐阜タカシマヤ)	S52. 9	20, 390	岐阜髙島屋
4	岐阜市	柳津町	タイヨーショッピングセンター (イオン柳津店)	S54. 7	19, 828	イオンリテール
5	岐阜市	加納神明町	岐阜ショッピングプラザ (アピタ岐阜店)	H5. 6	13, 381	ユニー
6	岐阜市	柳津町	スーパービバホーム岐阜柳津店	H18. 7	11, 826	LIXILビバ
7	岐阜市	香蘭	オーキッド・パーク	H13. 11	11, 000	ヤマナカ
8	岐阜市	芥見南山	スーパーマーケットバロー芥見店	H8. 11	10, 899	バロー
9	岐阜市	長良東	スーパーマーケットバロー長良店	H9. 11	10, 181	バロー
10	各務原市	那加萱場町	イオンモール各務原(イオン各務原店)	H19. 7	65, 958	イオンリテール
11)	瑞穂市	犀川	SUPER CENTER PLANT 6	H17. 6	20, 294	PLANT
12	瑞穂市	穂積	瑞穂ショッピングセンター (DCMカーマ21瑞穂店)	H26. 6	17, 939	DCMカーマ
13	本巣市	三橋	モレラ岐阜	H18. 4	57, 653	バロー
14)	本巣市	政田	LCワールド本巣	H4. 11	21, 470	トミダヤ
15	本巣郡 北方町	平成	ザ・ノースモール21 (アピタ北方店)	H8. 11	16, 161	ユニー
16	愛知県 一宮市	木曽川町	イオンモール木曽川キリオ (イオン木曽川店)	H16.6	48, 500	イオンリテール

資料:「東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2017」



資料:東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2017」

【岐阜市における用途地域別大規模小売店舗の立地状況】

分類	大規模小売店舗の名称	主な業務	店舗面積 (㎡)	用途地域
郊外	カラフルタウン岐阜	ショッピングセンター	46, 283	工業地域
郊外	マーサ21 (イオン岐阜店)	ショッピングセンター	34, 330	近隣商業地域
中心	平和ビル(岐阜タカシマヤ)	百貨店	20, 390	商業地域
郊外	タイヨーショッピングセンター (イオン柳津店)	ショッピングセンター	19, 828	近隣商業地域
郊外	岐阜ショッピングプラザ (アピタ岐阜店)	総合スーパー	13, 381	準工業地域
郊外	スーパービバホーム岐阜柳津店	ホームセンター	11, 826	準工業地域
郊外	オーキッド・パーク	ショッピングセンター	11,000	商業地域
郊外	スーパーマーケットバロー芥見店	食品スーパー	10, 899	商業地域
郊外	スーパーマーケットバロー長良店	食品スーパー	10, 181	準住居地域

資料: 東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2017」

店舗面積 10,000 ㎡以上での郊外の大規模小売店舗については、8 件中 2 件が準工業地域に立地している。

[4] 都市機能の集積のための事業等

本計画に記載した事業等のうち、都市機能の集積に特に資すると考えられるものは、以下のリストに網掛けをした事業等である。

記 載 箇 所	第4章	第5章	第6章	第7章	第8章
事業名称	市街地	都市福利	住宅の	商業の	公共交通の
	整備改善	施設	供給	<u>│ 活性化</u>	利便性増進
高島屋南地区整備事業(高島屋南地区第一種市街地再開発事業)	•		•		
岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業	•		•		
公共サイン整備事業	•			1	1
司町1号線ほか1路線道路整備事業	•			ļ	ļ
岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業 (岐阜駅周辺地区整備事業)	•				
、	•				
自転車走行環境整備事業					
日本年と11株児童師事業 街並み整備推進事業					
新庁舎建設事業		•			
高島屋南地区整備事業(高島屋南地区公共施設整備事業)		•		-	
健康ステーション事業(岐阜市柳ケ瀬健康ステーション)					<u> </u>
まちなか居住支援事業			•		
ライオンズ岐阜マークスフォート整備事業					
「ぎふ市子育て応援アプリ」運営事業			•		
大規模小売店舗立地法の特例措置				-	
不動産のリノベーション及び貸し出し事業				•	
空き店舗対策事業 2000年 20				•	
信長楽市				•	
道三まつり(イベントシリーズ"春")				•	
ぎふ信長まつり(イベントシリーズ"秋")				•	
柳ケ瀬ジュラシックアーケード				•	
せんい祭				•	
遊休不動産利活用促進事業				•	
ー サンデービルヂングマーケット				•	
				•	
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー				•	
				•	
一 商店街魅力向上事業				•	
世阜駅前・玉宮の都市観光化事業				•	
バスde メディコス事業					•
SWC推進事業 (スマートウエルネスぎふ 健幸ウォーク)					
ぎふ市民健康まつり					
メディアコスモス春季・秋季事業					-
(市民ボランティアによる自主事業)					•
					•
					•
—————————————————————————————————————					•
岐阜市中小企業融資制度					
(新産業振興資金みらい戦略資金〈重点施策枠〉)					•
ビジネスチャレンジ支援事業					•
事業創造支援補助金(新規事業開発補助金)					•
ビジネス支援事業					•
エキスパートバンク等専門家派遣事業					•
					•
————————————————————— 外国人観光客受入環境整備支援事業					•
シティプロモーション冊子及びホームページを					
活用したプロモーション					•
テレビ・ラジオ等広報事業					•
岐阜市農業まつり					•
					•
					•
鮎菓子たべよ~博					•
図書館によるまちおこし(市民文庫の設置)		l			•

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 [1] 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

- (1) にぎわいの創出に関連した活動
 - ① 道路空間の有効活用社会実験(国土交通省)

平成16年10月、12月に玉宮通りで、国土 交通省の支援による道路空間活用(オープンカ フェ等)の社会実験を行ったが、歩行者通行量 は平常時より50%程度増加した。

また、来街者に対するアンケート調査では、 "オープンカフェ"は 45.4%、"フリーマーケッ ト"は36.3%、"ワゴンセール"は29.1%の 人が良かったと評価し、こうした取組みによ る道路空間の活用をもっと広げるほうが良い かという問いには、80.6%の人が"もっと増 えてほしい"と答えた。

この社会実験から、商店街のモール化とに ぎわいの仕掛けづくりにより商店街の集客性 が向上することが実証され、その後、信長ま つり時等定期的に道路空間活用を実施してい る。

玉宮通り商店街によるこうした継続的な取 組みが評価され、平成18年、中小企業庁によ り、「がんばる商店街 77 選」の一つに選定さ れた。

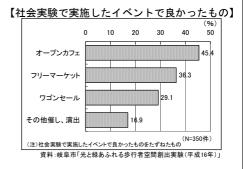
今後、さらにまち の魅力に磨きをかけ、 集客性を高めるとと もに、魅力ある都市 景観を創出するため、 無電柱化事業を実施 することとし、基本 計画に位置づける。

【玉宮通りオープンカフェ等の社会実験における

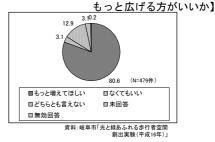
歩行者通行量の変化							
			調査ポ	イント1	調査ポイント2		
開作	崔月日	曜日	步行者 通行量	通行量 平均の 割合	步行者 通行量	通行量 平均の 割合	
実験前	9月18日 9月19日	井田	1,901 2,260		2,241 2,618		
夫釈削	計		4,161		4,859		
	平均		2,081	1.00	2,430	1.00	
	10月2日	土	4,083		3,895		
	10月3日	日	3,619		4,041		
実験中	10月10日	日	2,811		3,017		
天歌中	10月16日	±	3,123		3,444		
	計		13,636		14,397		
	平均		3,409	1.64	3,599	1.48	

- (注 2) 調査時間: 10 時~17 時
- (注3)実験内容:オープンカフェ、イベント、ワゴンセール、

資料:岐阜市「光と緑あふれる歩行者空間創出実験(平成 16 年)」



【オープンカフェ等による道路空間の活用を



【「がんばる商店街 77 選」の掲載内容】



(出典:経済産業省中小企業庁「がんばる商店街 77 選 (平成 18 年)」)

② ハロー!やながせプロジェクト

平成24年、柳ケ瀬の若手商店主・デザイナーを中心とした有志「ハロー!やながせ」は、柳ケ瀬商店街の楽しさや魅力を伝えるイベント開催や情報発信をきっかけに、商店街に新しい仲間を呼び込む活動を始めた。

「本とまち」をテーマに、「やながせ一箱古本市」を開催し、世代を越えた客層に来街する機会を設けたり、メンバーが編集した小冊子「柳ケ瀬 BOOK」を発行し、まちの隠れた魅力を発信した。ハロー!やながせは、クラフト系と呼ばれる作家性の強い若者の集団であり、ゆえにこの集団が関わる店においては、これまでの商店街の客層とは違い、若い女性客層からの圧倒的支持を受けている特徴があった。この特徴を生かし、柳ケ瀬商店街の路上で定期的なクラフト市を開催することとなり、マルシェ型イベント「サンデービルヂングマーケット」を実施することとし、基本計画に位置づける。

【ハロー!やながせ】



【サンデービルヂングマーケット】



③ ウィークエンドビルヂングストアーズ

サンデービルヂングマーケットが、まちを再生させる取り組みとして一定の 集客を達成したことから、次のステップとして、平成27年11月、月1回のマー ケット出店者の常設店を目指し、新しいテナント人材の発掘・育成を目的とし た毎週末にオープンする「ウィークエンドビルヂングストアーズ」を始めた。

この取り組みは、サンデービルヂングマーケットの中心エリアに立地するロイヤルビルの空きテナント部分を活用して短期出店を行える施設を開設し、創業希望者のテストマーケティングの機会をつくり、店づくりのノウハウ提供やサポートするなど、若い世代が注目する商業スポットとしてまちの魅力を発信するものである。今後、さらに、魅力ある創業者を発掘し、遊休不動産の利活用を促進するため、不動産のリノベーション及び貸し出し事業を実施することとし、基本計画に位置づける。

【ウィークエンドビルヂングストアーズ】



【ロイヤル40】

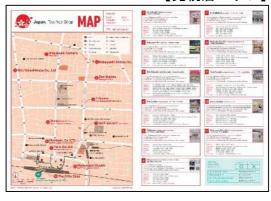
※築 40 年経過した商業施設の一部の区画を、ショップ、 アトリエスペースとしてリノベーションするプロジェクト



④ インバウンド向けの免税店マップ作成

岐阜市にぎわいまち公社は、岐阜駅、玉宮地区周辺のビジネスホテルに宿泊する外国人旅行者、いわゆるインバウンドの宿泊者が増加していることに着目し、中心市街地で観光庁の免税店シンボルマークの登録を行っている店舗を紹介する「免税店マップ」を、平成29年12月に実験的に作成した。インバウンド対策は様々な主体が関心

【免税店マップ】



を寄せており、(仮称)世界のタマミヤプロジェクトは「岐阜駅前・玉宮の都市観光化事業」を実施することとし、基本計画に位置づける。

(2) その他活動

レンタサイクル事業

岐阜市は、平成15年に「レンタサイクル社会実験」を行い、好評であったことから、平成17年10月、中心市街地を含む市内3か所をポートとして本格実施を開始した。その後、さらなる利便性の向上が望まれたことから、平成19年度から平成29年度の間に4か所増設し、現在7か所のポートでレンタサイクルを運営している。

利用者数は増加傾向にあり、利用目的の約7割が観光及び買物など日常生活で使用されていることから、利便性向上がまちの活性化に寄与するものと考えられる。

[2] 都市計画との調和等

本計画は、「総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「立地適正化計画」に定められた方針等に適合している(10. [1] 都市機能の集積の促進の考え方を参照)。また、以下に示す「都市計画マスタープラン」、「地域公共交通網形成計画」に示された方針等とも適合している。

(1) 岐阜市都市計画マスタープラン

[全体構想:平成 20 年 12 月策定、地域別構想:平成 22 年 5 月策定]

① 都市づくりの基本理念

全体構想では、【豊かな自然と歴史に恵まれた環境のなかで、コンパクトな市 街地が互いに連携した、安全で安心な活力あふれる県都】を基本理念として掲げ、 集約型の都市構造の実現を目指している。

【目指す都市像のイメージ】

豊かな自然と歴史に恵まれた環境のなかで、活力と魅力のある観光・産業拠点等が適正に配置された都市を目指します。

中心部では賑わいと魅力ある空間の形成、周辺・郊外部では日常的なサービスを享受できる快適な生活圏の形成を目指します。

また、環境との共生や、魅力ある都市景観の形成を図り、市民がいきいきと安全で安心して暮らせるスローライフ等の多様で幅広い価値観に対応した都市を目指します。

さらに、県都としてふさわしい中心的な都市を目指します。

② 重点目標

基本理念を実現するために、5つの目標を定め、その中に「交通システムが確保され、集約型の市街地が形成されたまちづくり」、「活力とにぎわいのあるまちづくり」を掲げ、中心市街地での商業・居住などの都市機能の集積を図り、まちなか居住やにぎわいの創出などを推進し、さらなる活性化を図るとしている。

【重点目標】

目標① 交通システムが確保され、集約型の市街地が形勢されたまちづくり

人口減少、高齢化、地球環境負荷の低減などの課題に対応するため、これまでのような外延的拡大型の市街地形成を見直し、既存の都市基盤を有効に活用し、日常生活のサービスが充足される地域生活拠点等を中心とした、まとまりある集約型の市街地形成への転換を図ります。

また、県都としての中核性を支える観光・文化・産業などの様々な都市機能を都市全体の視点から適切に配置し、中心市街地では商業・居住などの都市機能の集積を図ります。 それらの都市機能や地域生活圏を、公共交通ネットワークの形成などにより連携するとともに、歩行者や自転車が安全に通行できる交通環境の整備を進めます。

目標② 活力とにぎわいのあるまちづくり

県都として活力・交流・にぎわいのある環境が形成されるよう、中京圏や北陸圏と連携できる広域的な幹線道路網の強化を進めます。

中心市街地では、集約型の市街地形成を先導する役割を担う、まちなか居住やにぎわいの創出などを推進し活性化を図ります。

また、市の活力や魅力を高めるものづくり産業やまちなか観光などを推進し、活力・交流・にぎわいのあるまちづくりを進めます。

目標③ 都市の魅力を高める美しい景観・環境が創出されたまちづくり(略)

目標(4) 安全・安心で、質の高い暮らしを支える住環境の整ったまちづくり(略)

目標⑤ まちづくりの担い手の育成と、市民協働によるまちづくり(略)

③ まちづくりの基本方針 [中央部①(中心市街地を含む地域)]

地域別構想では、中心市街地を含む中央部①地域のまちづくりの基本方針を以下のように掲げている。

【まちづくりの基本方針】(中心市街地関連を抜粋)

- ・本市の都市拠点として、商業、業務機能など高度で多様な都市機能の一層の集積を図り、 県都としての本市の魅力向上を目指します。
- ・岐阜駅周辺から岐阜大学医学部跡地等周辺に至る地区については、地区特性に応じて、 商業・業務機能、居住機能さらに公共・公益機能といった多くの機能を適切に配置する ことにより、まちなか居住の推進、商業の活性化の増進、にぎわいの創出を目指します。
- ・高度で多様な都市サービスや公共交通の利便性などが享受でき、日常生活を便利で快適 に過ごすことができる都市環境づくりを目指します。

(2) 岐阜市地域公共交通網形成計画 [平成 27 年 3 月策定]

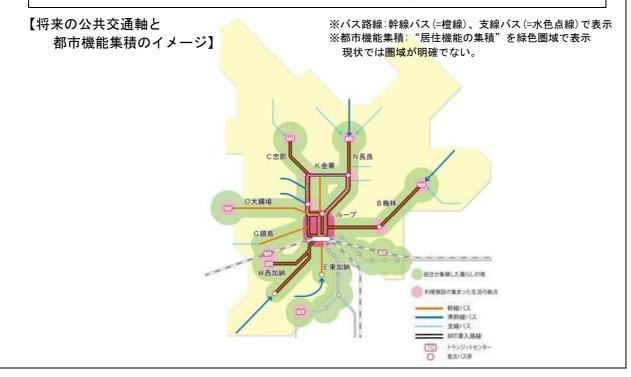
① 将来のまちの姿と方向性

公共交通を軸に都市機能が集積した歩いて出かけられるまち

- ○安全で円滑な公共交通を軸とし、徒歩、自転車及び自動車を含めた総合的な 都市交通施策の推進により、都市の再構築(リノベーション)がされた魅力あ るまちづくりを推進します。
- ○高度に都市機能が集積した中心市街地と、身近な生活拠点を核とした地域生活圏が密接に結びついた、多様な地域核が有機的に連携した、環境負荷の少ない持続的発展が可能な集約型都市構造(コンパクトシティ)の実現を目指します。

② 公共交通の方針

都市の基軸となる公共交通網の形成により、 利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。



[3] その他の事項

中心市街地の活性化を推進するにあたり、民間、地域、行政など様々な主体による連携組織が設立されている。

また、岐阜市では、都市機能を総合的に増進するため、中心市街地整備推進機構と都市再生推進法人を指定している。

(1) JR岐阜駅周辺施設連携促進協議会

岐阜駅周辺地域の活性化を目指し、JR 岐阜駅とその周辺施設(ハートフルスクエアーG、アスティ岐阜、アクティブ G、じゅうろくプラザ、岐阜シティ・タワー43)、岐阜県、岐阜市及び駅周辺地域関係者により、平成 20 年 5 月に設立された。県、市及び民間事業者や団体が連携し、活性化に向けた取り組みを実施している。

(2) 中心市街地活性化基本問題検討部会及びワーキンググループ

柳ケ瀬を含めた中心市街地を魅力ある空間にしていくことが求められるなか、そのための仕組みづくりとして、中心市街地活性化協議会に中心市街地活性化基本問題検討部会を平成27年4月に設立した。

部会は、中心市街地を活性化させるための課題の具体的支援・解決方策の検討を行うため、必要に応じてワーキンググループを設置し、協議及び実践内容の報告を受け、 進捗状況の確認や情報を共有し、活性化に向けた取り組みを実施している。

(3) 中心市街地整備推進機構

岐阜市の出資法人の中で、「中心市街地活性化に関する事業」を行うことを定めている「財団法人岐阜市にぎわいまち公社(平成24年4月より一般財団法人)」から、中心市街地整備推進機構の指定の申請があり、平成18年8月11日に指定した。

同公社は、まちづくり活動に関することなども実施しているが、中心市街地整備推 進機構の指定を受けたことを機に、中心市街地活性化とまちづくりとを融合させ、平 成20年7月に商店街の情報発信拠点として「岐阜市柳ケ瀬あい愛ステーション」を 整備し、市や商店街等と連携しながら数々の活性化への取り組みを実施している。

(4) 都市再生推進法人

都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)に基づき、都市再生の新たな担い手として行政と連携したまちづくりに取り組む法人として、「柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社」から都市再生推進法人の指定の申請があり、平成 29 年 7 月 7 日に指定した。

同会社は、サンデービルヂングマーケット、遊休不動産の利活用等各種事業に対するコンサルティング事業を行っており、「柳ヶ瀬に新しい商いを生み、土地・エリアの価値を高めて、次世代にまちを引き継ぐ」ためのまちづくり活動を、柳ケ瀬の商店主・地域住民と連携し、活性化に向けた取り組みを実施している。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適 合するもので あること	意義及び目標に関する事項	意義については、「1. 7 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。 目標については、「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。
	認定の手続	中心市街地活性化協議会から、本計画に対し「妥当なものである」との意見を受けている。(9.2 中心市街地活性化協議会に関する事項を参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	都市機能が集積し、商業活動が盛んである区域を設定している。(2. 中心市街地の位置及び区域を参照)
	4から8までの事業及び措置 の総合的かつ一体的推進に 関する基本的な事項	市町村の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析やニーズ分析に基づく実施、様々な主体の巻き込み等を考慮している。(9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項を参照)
	中心市街地における都市機 能の集積の促進を図るため の措置に関する基本的な事 項	上位計画、関連計画においても、中心市 街地への都市機能の集積に取り組むことが 位置づけられている。(10. 中心市街地に おける都市機能の集積の促進を図るための 措置に関する事項を参照)
	その他中心市街地の活性化 に関する重要な事項	個々の事業等のいくつかで、実践的・試 行的活動に取り組むとともに、様々な主体 が連携して推進する計画となっている。 (11. その他中心市街地の活性化のために 必要な事項を参照)
第2号基準 基本計画の実 施が中心市街	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が記 載されていること	中心市街地活性化の目標を達成するための、計画期間内で実現する事業等を記載 している。
地の活性化の 実現に相当程 度寄与するも のであると認 められること	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に説 明されていること	記載している個々の事業等の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。(3.中心市街地の活性化の目標を参照)
第3号基準 基本計画が円 滑かつ確実に 実施されると 見込まれるも	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと 事業の実施スケジュールが明確であること	個々の事業等について、実施主体を記載 している。 個々の事業等について、実施時期を記載 している。
のであること		

岐阜市中心市街地活性化基本計画 平成30年4月

[平成30年 3月23日 認定]

[平成30年11月29日 変更]

[平成31年 3月26日 変更]

[令和 元年11月29日 変更]

[令和 2年 3月31日 変更]

[令和 3年 3月12日 変更]

[令和 3年 3月31日 変更]

[令和 4年 3月 8日 変更]

[令和 4年 8月24日 変更]

編 集 岐阜市 まちづくり推進部 まちづくり推進政策課 〒500-8701

岐阜県岐阜市司町 40 番地 1

電話 (058) 214-4494 FAX (058) 262-5683

E-Mail machi-sei@city.gifu.gifu.jp

HomePage https://www.city.gifu.lg.jp